

平成 22 年 第 2 回

三重県議会定例会会議録

(12 月 2 日)
(第 9 号)

第 9 号
12 月 2 日

平成22年第2回

三重県議会定例会会議録

第9号

平成22年12月2日(木曜日)

議事日程(第9号)

平成22年12月2日(木)午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	49名			
1	番	長	田	隆 尚
2	番	津	村	衛
3	番	森	野	真 治
4	番	水	谷	正 美
5	番	杉	本	熊 野
6	番	村	林	聡
7	番	小	林	正 人
8	番	奥	野	英 介
9	番	中	川	康 洋
10	番	今	井	智 広
11	番	藤	田	宜 三

12	番	後藤	健一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹井	健司
15	番	中村	勝
16	番	稲垣	昭義
17	番	北川	裕之
18	番	服部	富男
19	番	末松	則子
20	番	中嶋	年規
21	番	竹上	真人
22	番	青木	謙順
23	番	中森	博文
24	番	真弓	俊郎
25	番	舘	直人
26	番	日沖	正信
27	番	前田	剛志
28	番	藤田	泰樹
29	番	田中	博
30	番	大野	秀郎
31	番	前野	和美
32	番	水谷	隆
33	番	野田	勇喜雄
34	番	岩田	隆嘉
35	番	貝増	吉郎
36	番	山本	勝
37	番	森本	繁史
38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷 哲 央
41	番	中 村 進 一
43	番	西 塚 宗 郎
44	番	萩 野 虔 一
45	番	永 田 正 巳
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	萩 原 量 吉
50	番	藤 田 正 美
(51	番	欠 (員)
(52	番	欠 (員)
(42	番	欠 (番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森 秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖 秀 宣
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	永 田 慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田 昌 司
書 記 (議事課副課長)	藤 野 久 美 子
書 記 (議事課主査)	平 井 靖 士

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人

総務部長	植田 隆
防災危機管理部長	東地 隆司
生活・文化部長	山口 和夫
健康福祉部長	真伏 秀樹
環境森林部長	辰己 清和
農水商工部長	渡邊 信一郎
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	浜中 洋行
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	林 敏一
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	高杉 晴文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	清水 明
教 育 長	向井 正治
公安委員会委員	西本 健郎
警察本部長	河合 潔
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員
人事委員会事務局長

楠 井 嘉 行
堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員

瀧 本 隆 子

労働委員会事務局長

小 西 正 史

午前10時1分開議

開 議

議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。16番 稲垣昭義議員。

〔16番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

16番（稲垣昭義） おはようございます。新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義と申します。議長のお許しをいただき、一般質問の機会をいただきまして感謝を申し上げます。

振り返ってみますと、平成15年に初当選をさせていただいて、今回が10回目という節目の一般質問の機会となりました。また、恐らく2期目4年間の最後の質問の機会になるのではと思いますので、これまで私が思いを込めて

取り組んできたことの進捗状況や、成果の確認もさせていただきながら、知事と本県の未来について大きな議論もさせていただきたいと思います。

最初に、三重県の未来についてということで3点通告させていただきましたが、まず、仮称ですけれども、中部圏、あるいは東海圏広域連合について議論をさせていただきます。

昨日、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の7府県が参加をして関西広域連合が発足いたしました。三重県議会においても2年ほど前から名張選出の北川県議を中心にこの議論が行われ、結果的には関西広域連合への参加を見合わせ、オブザーバーの立場で参加していくということになりました。本県にとっては関西との連携は重要であります。本質的には中部圏、東海圏との結びつきを強化していくことが最も重要であると私は考えますので、今回の参加を見合わせた判断は正しかったと思います。

昨日設立された、この関西広域連合というものがどういうものなのかを簡単に整理をしますと、関西広域連合には7府県から選出された定数20の広域議会が設置されます。中身としては、広域防災、観光文化、産業振興、医療、環境保全、資格試験、職員研修の7分野31事業の業務を当初スタートとして、現在、国の地域主権改革で議論されている国の出先機関が廃止された場合の受け皿となることを目指していますが、全国初の組織ということで前例のない運営が行われることとなります。

設立後の具体的な運営や取組に注目していきたいと思いますが、当然、参加する7府県の知事は政治家としてそれぞれの思惑があると思います。そんな中、情報発信力の強い大阪府の橋下知事の言動には、注視をしていく必要があるのではと感じています。

私は、関西の若手の府議会議員や県議会議員、あるいは代議士たちと情報交換をしている中で、橋下知事が代表を務めるローカルパーティー、大阪維新の会の勢力が躍進をして、来春の統一地方選挙後の大阪の政治情勢が大きく変わるといった感じを受けています。

大阪維新の会の政策では、府域を再編して大阪都をつくるといったことが

書かれていますが、これら道州制推進論者で地域主権改革推進論者である橋下知事の政策が、関西広域連合という組織を通じて強く反映される状況が生まれてくるのではと感じております。

国で行われている地域主権改革の議論は、これまで何度地方分権を議論しても総論賛成、各論反対で進まなかったように、国で決めるのには限界があります。恐らくこの地域主権改革を実現するのは、地方から強い信念を持った情報発信力を持ったリーダーが出てきたときに大きく前に進むのではと考えます。

私は大阪では若い政治家を中心にかなり熱い議論が行われていることを実感し、今回の関西広域連合設立と統一地方選挙後の橋下知事を代表とする大阪維新の会の行動が、地域主権改革や道州制を大きく前に進めるきっかけになるのではと感じておりますが、知事の現状認識と受けとめ方をお答えください。

また、先ほど申し上げましたが、今回、関西広域連合に参加しないという本県の判断は正しいと私は思っております。一方、今後の地域主権改革の受け皿論や道州制議論など、様々な見方はあるにせよ、私は中部圏、東海圏で広域連合をつくっていく必要性を強く感じていますが、知事の認識はいかがでしょうか。

先日、鈴鹿市にて中部圏知事会が開かれ、広域連携に向けての勉強会を設置するということが決まったようではありますが、その今後の展開もあわせてお答えをください。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 稲垣議員とこういった議論をできることを大変うれしく思います。

かなり大きな課題でございます。広域行政のあり方、あるいは地域主権のあり方、いろんな知事の思惑が入ってくると、こう申されましたけれども、私はこういった議論に、知事個人の思惑が出てくるということは好ましいと思いません。あくまでも県民にとって、府民にとってそれがいいのかどうな

のか、これを政治家として責任を持ってきわめていく、突き詰めていく、そして、議論をしていく、そのことが大事なのかなと、こう思います。

橋下知事が広域行政についてどう考えておるのか。知事に就任されてから非常に早くから、例えば道州制というようなことにすぐ飛びつかれたり、いろんな形、されました。私ども、知事同士で会いましていろいろ議論をする。それは正式な会議だけではなくて、食事をしながら議論をしたりいたしますね。そのときに私もかなり申し上げたのは、やはり大阪というところは大阪府と同時に、大阪市というほとんど府の権限に近いような自治体が足元にあるわけであります。ですから、そういう大阪府ということ考えたときに、橋下知事が府としての権限を大いに発揮できるところというのは、むしろ大阪市とか堺市というような、府と同じような権限を多く持っている行政以外のところにきくわけですね。でありますから、非常に三重県あたりと状況が違います。

それから、例えば財政状況を比較したときに、県民1人当たりの借金の額と大阪府の大阪府民1人当たりの借金の額という、大阪府のほうが少ないというような数字が出るんですが、常識的にどう見ても三重県より大阪府が財政がいいというはずはありません。なぜならば、大阪市という府と同じような権限を持っておるところの借金がどれくらいかかってくるのかということが抜きになっておるわけです。

ですから、そういう意味では、この政令指定都市というような大都市を抱えておるところのこの大都市問題、これは非常に大きな課題で、今後、地方分権なり地域主権を進めていく際に、この大都市問題をどう考えていくかということが大事なことだと。こういうことを前にも橋下さんなんかがおるところでそんな議論もしたことがあります。

そういう中で橋下さんも、最近この大都市問題ということに議論が行くようになってまいりまして、そういう意味ではお互い議論をしておるところで、橋下知事も勉強が進んでおるのかなと、こういうふうに思います。

大阪都構想というような話が出ておりますけれども、大都市問題をどうや

って解決していくのか、橋下知事の発想に私は一定の理解を持っておるところであります。しかしながら、この問題については、私は橋下さんという、いわば学者でない、素人知事がこういった課題を1人で解決していったというのは少し横着なのではないかな。むしろ、それこそこういった課題を大阪府の皆さんとしっかり学者も入れて突き詰めていく、そういう議論の進め方というのが、私はいいのではないかと思います。私と橋下流というのでは全く違いますから、議長が言うように、あれが華だというのなら、私はそんな華は無視やなど、こういうふうに思います。そういう意味では、私は一定の理解を示しながら、少し違うのではないかなということを思います。

ただ、ローカルパーティーということについては、地域主権が今はどちらかということと実態がまだ中央集権ですね。ですから、地方においても、民主党や、それから、自民党の影響が余りにも強いということがあります。しかし、地方分権が進んでいけば、ローカルパーティーということについては私はやっぱり重視して考えていかなければなりません。ただ、大阪維新の会みたいなものについては、これは政治闘争の中でやっておることでもありますから、私のほうから論評することは差し控えたいなと、このように思います。

それから、中部圏とか東海圏で広域連合をつくったらどうかと、こういうことであります。

広域連合そのものについては、今の現行の地方自治法のもとでできるものでありまして、そして、なぜこの広域連合といったようなものが必要なのか。道州制への一里塚という考え方でこれをとらえるならば、私はそれこそ議論が先走り過ぎて、何のために必要なんだ、どうして必要なんだということを考えれば、やはりこの国のあり方、それぞれの国民がどういう生活ぶりをしていく、そんな国家像を具体的に描きながら、そのために道州制が必要なのかどうなのかということを議論しなければなりません。

ただ、稲垣議員もよく御承知のとおり、広域連携していくということはますます重要な時代に入ってきておるかと思います。三重県も、例えば観光一つ考えても、県内の観光行政だけではなくて、広域に連携する観光行政のあ

り方、こういったことが大事です。

ただ、広域で考えるときに、広域連合が必要になってくるのは、広域連合であるから事業主体としてその事業ができるということ、任意の広域連携の組織では事業主体になり得ない。したがって、東海3県でといったって、3県がそれぞれ事業主体としてやりながら横の連携をとっていくというやり方、ところが、広域連合になると広域連合そのものが事業そのものを取り仕切ることができる、こういうことであります。

そういう事業がどれだけ必要になるのか。これは、例えば出先機関の受け皿という考え方、こういう中でもほとんど今の都道府県で事業主体になってできるものがあるんじゃないか。しかし、もしも広域連合で事業主体としてやらなきゃならないんだというものがあるならば、それは考えていかなきゃならない。でも、それは、例えば長良川の水系で、河川行政で、やはり事業主体をそこへ持って行ってでもやらなきゃならないんだということになれば、そういった広域連合というのが設立される必要があり、それに事業をゆだねていくということが必要でありますけれども、じゃ、木津川といったような淀川水系に属する伊賀の地域、これはどうするんだということですね。

ですから、そう考えていくと、大阪にできました関西広域連合も、これも部分参加ができるんです。部分参加、現に例えば鳥取県なんかも観光と、それから、ドクターヘリでしたか、ああいう特定の項目で部分参加なんですね。ですから、三重県も県民のためにやはり一定の参加する必要があると判断するときには、そういった部分参加ということもあり得るわけでありまして。もちろんそれは中部地域でも今後真剣に考えていかなければなりません。

御紹介ありましたように、先般の中部圏の知事会においてそういった議論をいたしました。実は中部圏は、例えば北陸なんかを見てみますと、今国の出先機関だけでももう北陸だけのやつ、中部圏のやつ、関西のやつ、関東のやつ、入り組んでおるわけなんですね。そういうことを考えると、例えば九州で広域機構をつくるという知事会の決定をしましたけど、私は九州の福岡県の麻生知事に、全国知事会の会長ですが、「九州ほど簡単じゃないんです

よ、この中部や関西は」ということを少し申し上げたら、一定の理解をされておりました。

今、中部圏で議論をしようと言っているのは、そういう非常に入り組んだところで、しかも事業主体になって、でも、広域でやらなきゃならんようなものというのはどういうものがあり得るんだろうか。その場合にはどうしたほうがいいんだろうか。項目ごとに、課題ごとにもっと軽い議会を持ったり、非常に重い広域連合とか、あるいは九州の広域機構なんかだけではなくて、もっと柔軟な、そういった広域連合のいわゆる事業主体にもなれるような、そういう広域の連携組織をつくることもできるのではないだろうか。ひとつ勉強してみようよということで、中部圏で今後、これは事務当局がベースとなりながら勉強していこうと、こういうことにしたところでございます。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

16番（稲垣昭義） 知事、大分長いことしゃべっていただきまして、気持ちを含めての答弁だったと思いますが、いろいろと議論させていただきたいことがありますのでできるだけ簡潔にお願いしたいなと思っておりますが、先ほどのお答えの中で私も1点だけ簡単に確認させてもらいますと、やっぱり時代の流れというのがあって、東京を中心とした首都圏でも首都圏広域連合をつくらうかという動きもあって、先ほど知事の言われた九州もそうです。

例えば首都圏なんかは、神奈川県松沢知事が東京湾の水質汚染ということの一つのテーマにして、環境問題から広域連合に入ろうやという話もしていますが、例えばこの中部圏で知事も今その必要性を認められているのか、課題があったときというのでどちらのスタンスかちょっと微妙な言い回しやったかもわかりませんが、例えば伊勢湾というのを一つのテーマにして議論を始めましょうか、広域連合をつくっていきましょうかというような提案を野呂知事のほうからしていただくということはいんじゃないかなと思うんですが、簡単に一言だけお答えいただけますか、その提案については。知事（野呂昭彦） 伊勢湾でも、どういう事業でなきゃ一緒になった事業主体、一つの事業主体をつくっていかなきゃならないのか、こういう非常に課

題、課題で難しいところがあるかと思います。例えば中部国際空港みたいな、ああいうものを運営していくんだということになれば、もしくは自治体が運営するんだったら広域連合みたいなものが必要でしょう。もちろんあれは民間の会社でやるということになっていますから、手法としてはいろんな手法というのは現実には検討されるべきなんだろうと、こういうふうに思います。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

16番（稲垣昭義） 長良川の先ほど水系の話もありましたし、それだと伊賀の話もあるじゃないかということがありましたが、やっぱりできることを見つけていくと、私は伊勢湾というのはいろんな環境の面でもそうですし、先ほど言われた空港はあれかもわかりませんが、いろんな課題をやっていくのには非常にいいテーマかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

伊勢湾の話をして、次に、四日市港の未来ということについても少し議論をさせていただきたいと思いますが、昨年、私は四日市港の管理組合議会の議長を仰せつかりましたが、四日市港にとっては未来に向けて難しい判断を求められた1年であったように思っております。

国が国際コンテナ戦略港湾の選定を絞り込む中、様々な課題や困難を乗り越えて管理者としての知事の決断をいただき、国に名古屋港との一港化を視野に入れた目論見書を提出いたしました。残念ながら、結果的には本年7月に選考漏れとなりましたことは皆さん御存じのことと思います。

私は、先ほどの首都圏広域連合や関西広域連合の議論もそうなんですけれども、この地域は何か一步遅れているような感じを受けておりまして、現状ではやはり東京、大阪、名古屋の順であることを改めて実感をさせられました。

しかしながら、この結果が終わりではなく、四日市港と名古屋港が一体化して伊勢湾港、あるいは中部港として飛躍をするためのスタートであるというふうに考えて、これからの取組が重要であると考えますが、知事の御所見もお聞かせをいただきたいなと思います。

また、将来の一港化に向けて協議する場として、両港のみならず、経済団体や国の機関も含めて伊勢湾連携協議会を発足させて、9月30日に第1回の会合が開かれたというふうにも聞いております。今後一港化に向けた具体的なスケジュールと、今後の議論のポイントも知事のほうから簡単にお答えをいただければと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 四日市港につきましては、御紹介ありましたように、名古屋港と連携して共同で国の国際コンテナ戦略港湾、これに応募をしたところでございます。ちょうど応募する際に、当時、四日市港管理組合議会の議長を稲垣さんがされておりました。したがって、あのときには御相談もさせていただき、ともに一緒に将来向かうべき方向、これを確認し合ったところでもございました。御協力いただいたことを改めてお礼を申し上げたいと、このように思います。しかし、残念ながら、結果としては選定されなかったわけで、非常に残念なことでもございました。

しかし、伊勢湾が名古屋港と四日市港が連携する中で、これから日本経済をさらに将来に向かっても支えていかなければならない、産業の国際競争力を支えていくということをしっかり支援していくというためには、私は今回国際コンテナ戦略港湾の選定に向けてつくりました計画書、この中で提案しております施策、これはしっかり着実に推進をしていく必要があるのではないかと。

よく申し上げておりますように、人口対比で製造品出荷額1位は現状三重県、2位が愛知県、3位が滋賀県、4位が静岡県、いわばこの日本の中でこの並ぶ4県が非常に高い産業、物づくりの本拠地になっておるところでありまして、こういったことから、日本の今後いろいろ産業の状況は変わっていくでありましようけれども、しかし、多分、日本を、あるいは世界をリードしていける産業基地として、この地域の注目されるところは違うと思うんですね。そういう意味では、コンテナ貨物だけではなくて、バルク貨物や、あるいは今後は電気自動車等も含めたそういった自動車や、あるいは航空機産

業やそういったものも含めた総合港湾として、輸出力で物の流れを増加させることもできるような国際産業ハブ港を目指した取組を進めていくということが必要だと思います。

そういうことで、四日市港管理組合、名古屋港管理組合だけでなく、関係地方自治体や地方整備局、それから、地元経済界の団体、こういったところと一緒に伊勢湾連携協議会を9月に設立をしたところでございます。

この協議会におきましては、港湾コストの低減、それから、港湾サービスの向上、貨物集荷の促進、港湾経営の効率化等具体的な連携策というものを進めて、可能なものから実施をしていこう、そして、国際産業ハブ港の実現に向けて取り組んでいこうとしておるところでございます。

お話にございましたように、この協議会においては、一港化も視野に入れて具体的な連携施策を検討するというにしておるところでございますけれども、まずは四日市港管理組合と名古屋港管理組合が、荷主などの顧客に対するサービス向上のために、一開港化の実現に向けて関係者と具体的な協議を進めていこうとしておるところでございます。

今後も四日市港を県としても可能な限り支援をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

16番（稲垣昭義） 今御答弁いただきました四日市港を支援していただく中で、一港化の前に一開港化という話もありましたけれども、結構スピードも求められるものかなというふうに思っています。特に港というのはそういう要素が強いなと思っていますので、先ほど具体的なスケジュール的なことはおっしゃられませんでしたけど、極力スピードを上げてやっていただきたいなというふうに思っています。

私は本県の未来を考えたときに、中部、東海、伊勢湾といった広域で考える必要性が、先ほど知事も言われていましたけど、ますます高まっているなというふうに感じております。

そして、また、関西広域連合の話も少し申し上げましたが、この関西広域

連合も経済界のほうからの議論が最初あったのかなというふうに思っていますが、この地域においても、中部経済連合会から中部州に向けて様々な提案がこれまでも出されております。最近出たやつを持ってきまして、2009年3月には「中部州の姿 - 住みやすい地域・働きやすい地域No. 1を目指して」とか、あるいは今年の4月には「財政面から見た中部州の姿」という形で、私も出るたびに読ませていただいております。結構具体的に様々な課題を整理して検証がされているなというふうに思っています。これらの経済界の取組に対して、いよいよこの中部圏や東海圏においても政治がビジョンや形を示していく段階に入っておるのかなというふうに思っておりますので、さらにまたこういう深い議論も今後深めていきながら、その未来の形を探っていければなというふうに思っております。

時間の関係で3点目ですけれども、知事が就任以来言われています新しい時代の公ということについて、行政だけでなく、多様な主体が公を担っていく時代だという認識は私も同じ思いであります。国でも本年6月に新しい公共宣言がまとめられたことを考えますと、この国のあり方として非常に先を見た考えであったというふうに思います。

県議会におきましても、平成19年度にはNPO支援に関する勉強会を超党派で設置をし、私が座長として1年間の検討会の結果を報告書として取りまとめました。また、平成20年度はNPO等ソーシャルビジネス支援調査特別委員会を設置し、私は委員長としてたくさんの方を参考人にお招きして、ソーシャルビジネスという視点からNPO支援のあり方を議論しました。

このように、県議会には新しい時代の公を担う重要な主体であるNPOについての議論の蓄積がある中で、本年は森本副議長を座長とする広聴広報会議がNPOの中間支援組織の皆様のところにお伺いをして、みえ出前県議会を開催いただき、情報交換が行われました。様々な議論を経て、私はNPOが抱える課題について、人材、資金、コンプライアンスの三つであるのかなというふうに考えております。知事は新しい時代の公の先駆者として、その担い手として重要なNPOが抱える課題についてどのような認識をお持ちで、

その課題解決のために8年間どのような取組をされてきたのか、お答えをください。

また、先日、国会で成立した補正予算の中に、国民の積極的な公への参加による公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう環境整備を進める予算として87億5000万円が計上されております。これらの有効活用も含め、本県として今後新たな取組をしていく予定等があればお答えをいただきたいと思ます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 先ほど、広域行政のあり方について、経済界等の議論を受けてもっとしっかりこれから大事な議論になっていくというお話でした。確かに経済界の議論が発端となっておって、そこに私も若干疑問が多くありました。その疑問を多く感じるのは、どうしても経済性とか効率性、こういった側面が強調される。しかし、今社会の中で一番大事なことというのは、やはりきずなといったような、あるいはソーシャルビジネスという言葉を使われましたが、ソーシャルキャピタルをどういうふうに考えていくのか。これが私は日本にとって、特に成熟した社会の中で、産業そのもののあり方だけではなくて、社会のあり方、こういったことが大事なのではないかなと、こう思います。

そういう意味では、新しい時代の公ということで、県民の皆さんと行政がともに公を担って、そして、多様な公共サービスの提供、あるいは住みよい地域社会の実現につなげていく、こういうことを目指して、文化力とともに新しい時代の公の考え方を基本として、私は県政を展開してきたところでございます。

この新しい時代の公を推進するというためには、御指摘がありますように、その主要な担い手であるNPO、これが活発に活動できる環境を整備するという必要があると思ます。これまで県では、みえ県民交流センターにおきましてNPOの多様な活動、あるいは交流、情報の受発信、地域のNPO支援機能の向上、こういったことを図ってきたところでございます。

実は私が就任しました平成15年当時、NPOは県の認証では171法人でありましたが、平成22年11月、直近の数字であります、547法人というふうに、実に3倍以上に増加をしております。それから、市町及び県が設置をいたします市民活動センターの数も四つのセンターしかなかったのが今や12センター、これも3倍に増えてきておるといってございます。

また、社会情勢の変化や多様化する県民のニーズに的確に対応をすることで、NPOと県がそれぞれの強みを生かしながら課題解決、問題解決に当たろうという、そういうNPOと県との協働ということも推進をしてきたところでございます。

御承知のとおり、平成15年には全国に先駆けて、NPOからの協働事業提案というのをやって、これまで61件提案を受けまして、その中で23件の事業についてこれまで協働で実施をしてきたところでございます。その中で、例えば子どものこころを受け止める24時間フリーダイヤル相談電話事業などにつきましては、引き続きNPOと県が協働で取組を進めておるところであります。

しかし、課題等もございまして、NPOの財政規模を見ますと、収入規模が500万円以下のNPOの法人が半数以上を占めておるといことなど、NPOの活動基盤というものについては、決して安定したものとは言えないところであります。今後、NPOが地域づくりの担い手、あるいは社会サービスや雇用の場の担い手としての役割を果たしていくためには、今申し上げたようなNPOが多様な財源を確保できるという状況、そして、県民がそれに参画をしていくような促進を図っていくということが不可欠であろうと考えておるところでございます。

今後は、雇用創出基金事業、これを活用しまして、NPOの人材を育成する事業、あるいは中間支援組織の機能を強化する事業などに引き続き取り組んでまいります。

そして、ようやく国のほうも新しい公共ということを言い出しました。御紹介ありましたように、新しい公共支援事業、これは円高・デフレ対応のた

めの緊急総合経済対策として実施をするものでございますけれども、平成22年度の補正予算で87億5000万円というものが出てきておるところであります。これがまだ三重県へどれだけ交付されるのかということについてはわかりません。三重県に交付がありましたら、それで基金を設置しまして、これは直接NPO等に補助金として出せるものではなくて、多分この基金からいろんな事業をやるということについてNPO等に委託するような、そういう形の事業展開になるのかなと、こう思いますけれども、こういったものもしっかり今後活用しながら、一層新しい時代の公を担うNPOの活動基盤を強化していくように努めていきたい、こういう考え方でございます。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

16番（稲垣昭義） 国のほうからの先ほどの話もありましたけれども、新しい公共支援の事業の国のスキームを、基本スキームのほうを見ていると、県の役割というのは、知事も先ほど言われましたように、余りなくて、支援すべき取組の選定を行う支援事業選考委員会をつくることだとか、先ほど言われた基金をつくることということになっています。私はかねてからいろんな議会でも議論をさせてもらっておる中で、そういう基金を今回つくることになって、直接それで助成するわけではないにしろ、この基金をスタートとして、例えば寄附金が集まってくる仕組みとか、それをどうこれから増やしていくんだというような仕組みをこれから県としては考えていくということが求められるのかなというふうに思っています。

以前にパーセント条例等を導入してはどうかとか、いろんな議論を議会でもさせていただいておりますが、そういうことも含めて、そういった基金が今後新しくできたときに、そこへ寄附金が具体的に集まってくるような仕組みを県として検討していくべきやと思いますけど、それについての知事のお考えがあれば簡単にお答えをください。

知事（野呂昭彦） まず、基金そのものについては、多分交付を受けたらやるということになると思います。それを具体的にどういうふうに事業としてやっていくんだということ、もしも交付する時期が早くなれば、できたら今

会期内に、12月末までの間に出せたら、できるだけやっぱりこういうものを早く、経済対策でもありますから、不況対策でもありますから、早いほうがいいのかなど。それが間に合わなければ、年が明けてから具体的な使い方について議会のほうに御提案を申し上げるということだと思います。

それから、後段の寄附がその基金に集まりやすくしていく、そのことはおっしゃるとおりだと思います。ふるさと納税とか、いろんな寄附を促す制度というものを設けられておるところでありますけれども、税の民営化といいますが、もっと納税者の意思が反映される、新たな税についての少し考え方を改めた新しい制度というのが本来ならできることが大事だと思います。しかし、おっしゃっておられるとおり、寄附がもっともっと集まるような、そういう知恵、工夫というのはしていく必要があると、こう思います。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

16番（稲垣昭義） ぜひ新しい時代の公の先駆者として、国も新しい公共ということで今回予算もつけようということでやっております。そこで、県としての取組で新たな一歩を踏み出していただけるような、そんな仕掛けをぜひ知事には残していただきたいなというふうに思っております。

知事は本年5月に全国知事会のこの国のあり方に関する研究会の座長として、将来に希望を持って生きられるこの国のあり方についてを取りまとめいただきました。その中で、峠の向こうに新しいこの国を築いていくためには、個々の制度や枠組みといったこの国の形の議論をし、改革、実行していくことも必要ですが、今この国に求められているのは、個々の制度や枠組みを俯瞰した新しい時代のこの国のあり方を提示していくことではないかと考えますというふうに述べられております。

私は、この国の形か、この国のあり方かを議論するつもりはありませんが、私自身は今この国に求められているのは歴史的、国際的な認識を持ってこの国のあり方を信念を持って語る政治家が強い力、リーダーシップで新しいこの国の形を示すことだというふうに思っています。私も微力ながら政治家として次の世代のための三重県の形を中部、東海、伊勢湾といったエリアで

今後も考えていきたいということをお願いして、三重県の未来についての質問の項目を終わらせていただきたいと思います。

次に、IT・情報関連政策について伺いをいたします。

平成19年度、私は政策防災常任委員長として、本県の情報システム関連予算がブラックボックス化されていることから、その対応について専門家を招いて集中審議を行いました。その結果、当時、本県の情報システムは206システムで、それらのシステムに関連する契約額は年間約50億円、そのうち34のシステムが年間経費5000万円以上の大規模システムであり、情報システム全体の契約額の80%近くを占めていることがわかりました。

また、大規模システムは高い専門性などから入札参加者が少なく、落札率も高くなる傾向にあり、契約額の約70%以上とされる運用保守費用については、平成19年度の契約状況から見ても随意契約の割合が50%近くを占め、高い状況でありました。このような情報関連予算の実態を把握した上で、さらに効率化、適正化を求めて委員長報告にて6点の提案を行いました。

平成21年の3月議会にて、私の委員長提案に対して20年度どのような取組がなされ、どのような成果が出ているのかという質問に対して、当時の渡邊政策部長は、予算要求前審査や調達前審査にて、開発から運用までトータルで見た情報システムの構築や競争性のある調達を前提とした見積書、仕様書の作成などを支援し、審査することで運用保守費用などの削減に努めていると答弁されました。

また、平成21年度はCIO補佐業務を新たに委託することで、一層のコスト削減を進めるだけでなく、効率的なシステムの調達から調達したシステムの確認、そのシステムの運用評価までの一連のPDSサイクルを構築していくということ、さらに全庁システムの適正化に向け、システムの再構築時期に合わせて共通機能や運用管理の共同化を進め、県のホームページや環境総合情報システム等の中小システムのサーバー統合を行い、コスト削減や運用の効率化を進めるといった答弁をなされました。

議会での議論を踏まえてCIOを新たに設置し、効率化、適正化に向けて

平成20年度に準備をして、21年度から具体的な取組をスタートいただいたことは評価いたしております。このときの議論では、C I O補佐業務の予算は約4200万円で、具体的なコスト縮減策までの目標は持っていないが、C I O補佐業務の導入費用は十分賄えるだけのコスト削減はできるとの答弁でした。

改めてお尋ねをしますが、平成21年度取り組んでいただいて、これまでにどのような成果があり、どの程度の削減効果があったのか、お示しをください。

また、来年度以降もこのC I O補佐業務は継続をいただき、さらなる効率化、適正化を図っていただけることを期待しております。本議会でC I O補佐業務に係る契約について、平成24年度までの債務負担行為で9600万円の補正予算が計上されていますが、今後新たな取組予定があれば、それも含めてお示しをください。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） お答えいたします。

平成20年2月の会議におきまして、その当時、議員が政策防災常任委員長としていただきました6項目の御指摘というのは、私が今読み返してみても大変的確で、かつ重要なことを指摘いただいたというふうに考えております。

その中にC I Oという補佐業務というものもあったわけですが、三重県ではI T利用にかかわる運営については効率化を目指しまして、情報統括責任者、これをC I Oと呼んでいるわけですが、その情報統括責任者の役割を担うI T利活用推進本部というのを設けております。その中で全庁的にI T投資管理をしていこうという形になったわけですが、やはりその中で専門的な人も要するという形で、その情報統括責任者を補佐するという立場でC I O補佐業務というのを平成21年度から2カ年間、外部専門家に委託してやってきたところでございます。

業務といたしましては、I Tの適正な利活用を進めるために基本方針の作成であるとか、適正な情報システムの調達のためのガイドライン、これは成果物等のガイドラインも含めまして、そういうものもつくってきました。そ

して、また、調達のための支援、審査体制を強化しまして、コストをかなり削減しようじゃないかという形も取り組んでいただきました。また、情報のセキュリティ対策、それから、職員の人材育成、そういうもろもろのこと、全体に対してこのＣＩＯ補佐業務という中で対応してきました。

その成果といたしましては、やはり適正な情報システムの調達のためのガイドラインはできましたし、また、審査体制の強化によるコスト削減の取組もありまして、先ほど御指摘がございました今現在大規模システムというのは全システムの中の85%ぐらいを占めているんですが、予算比でいきますと、平成22年度当初予算案における大規模システムの運用保守費、この運用保守費がその中でも高いんですが、これは21年度と比較して約4億8000万円減少をいたしております。率にすると15%減という形になっております。

それから、また、情報セキュリティの対策につきましては、全庁の情報システムを3年間で全部見直していこうじゃないか、内部監査をしていこうじゃないかという形の部分の仕組みも構築することができました。また、職員の人材育成についてもスキルアップを図る仕組みづくり等の研修、中に入っていてやっているという形もございます。そうしたことで確かに年間4200万円という形でございましたが、十分見合う成果が出ているのではないかと思います。

それで、今後なんですが、やはり最低でもあと2年ぐらい、つまりまだ15%減とありましたけれども、まだまだコストのほうも削減できるのではないかと、それから、セキュリティとか大事な話になってきておりますので、来年度以降もＣＩＯ補佐業務というのは委託して、ＩＴ投資管理体制の強化を図っていく必要があるという形で考えておりまして、そういうことで今予算要求もしているということでございます。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

16番（稲垣昭義） 部長のほうから答弁をいただきまして、この取組を精力的にやっていただいて、21年度から22年度について4億8000万円ぐらいの削減になっていると。当時議論していたときにたしか情報関連の予算の中で保

守とか運用にかかわる費用をしっかりと県が取り組みば、もう1割は削減できますよというような話を当時の専門家の方から聞かせていただいた記憶があります。そういう意味では取り組んでいただいて、保守運用費用の15%に当たる費用が縮減できたということは、かなりの努力の成果なのかなというふうに思っておりますし、そういうことをしていただけたという担当の方にも本当にその御努力を評価したいなというふうに思っております。

そして、次年度以降の取組について今部長のほうからありましたけれども、国の事業仕分けとかもそうかもわかりませんが、一回やって、無駄かどうかは別として、効率よくやりましたと。それ以降、じゃ、それをどうしていくのかというところが結構問われているところがありまして、この情報関連の予算についてもそうですが、今部長が言われたみたいに、あと2年間は少なくともしっかり取り組んでいく必要があるんだと言われたことはまさにおっしゃられるとおりやと思っていて、そのことをやりながらさらに効率化を進めていくという努力が求められることだなというふうに思っていますので、ぜひとも23年度以降も、成果はすぐに一番最初は出やすいかもわかりません。それ以降、削減効果とか額で問うつもりはありませんので、ここをしっかりと軌道に乗せるような、三重県の取組がやっぱりよそから見たときに進んでいるなというふうに思っていたらいいような取組をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

次に、また若干情報関連のことで提案も含めて議論をさせていただきたいと思いますが、自治体のクラウドコンピューティング利用についてお伺いをいたします。

先日、日本経済新聞に、地方自治体にクラウドコンピューティングの利用が広がってきたとの記事がありました。来年4月には150以上の自治体が主要業務に採用する見通しで、総務省では平成27年には1800の自治体に導入し、年間情報システム経費4000億円の約3割を削減することを目指して立法化を予定しています。この法案には都道府県、市町村の役割分担を踏まえつつ、電子自治体最適化計画(仮称)を作成することなどが盛り込まれております。

クラウドコンピューティングというとわかりにくい言葉だなということで、若干説明をさせていただきますと、(パネルを示す)この図を見ていただきたいと思いますが、データサービスやインターネット技術などがネットワーク上にあるこのサーバーにあって、ユーザーがこの場合例えば三重県とか、市、町とか、県や市や町がどこからでも必要なときに必要な機能だけ利用できる。ここで利用できる新しいコンピューティングシステム、コンピューターネットワークの利用形態であります。現状はそれぞれの自治体にサーバーを置いておる形になりますが、それらの管理とか設置する費用がかかっておるんですけど、それを置くことなく、このネットワーク上で管理をしていくというような仕組みであります。

何でクラウドコンピューティングと言うかといいますと、ここが雲の中に隠れているというイメージからどうもクラウドコンピューティングというふうに言われておるようですが、こういう仕組みがこのクラウドコンピューティングという仕組みなんですけれども、この取組に先ほど言いましたように設備や管理が不要ということで、ネットワーク上で管理するために大幅な経費削減ができるということで、現在、北海道や京都府、佐賀県、大分県、宮崎県、徳島県で実証事業が実施をされております。

本県でも本年3月に、(冊子を示す)この三重県IT利活用の基本方針を改定いただきまして、今後3年間を見据えて改定作業が行われたんですけども、その中で内部事務の効率化や情報システム運用費用の縮減を図るために、クラウドコンピューティングなどの新しい技術の利活用の検討やサーバーの集約化、システム運用業務の標準化などを推進していきますというふうに書かれております。

また、市町の情報化については、クラウドコンピューティングなどの新しい技術による市町の住民窓口系、基幹系業務の共同利用を検討していきますというふうに書かれております。

そこでお尋ねをいたしますが、この三重県IT利活用の基本方針の中にも書かれておりますクラウドコンピューティングの導入について具体的な考え

があればお示しをいただきたいと思います。

そして、また、市町など特に小規模な自治体ほど導入のメリットが大きいというふうに言われておりますが、今後市町に対してどのように働きかけていくつもりかも含めてお答えをください。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） クラウドコンピューティングという難しい名前ですが、先ほど議員のほうから御説明ありましたように、自らがシステムの構築をしたり、維持管理をやっていくのではなく、どこかにあるものを利用していく、そういうような形ですので、当然コストは安くなってくると考えられます。

それで、我々のほうもそういうクラウドコンピューティングシステムというものを利用しているものがございまして、一つは三重県電子申請・届出システム、これにつきまして5年間のライフサイクルコストというのを比較しましたら、ここの部分で約59%費用を削減することができるという形でございました。また、もう一件、三重県物件等電子調達システムにつきましても、5年間で比較しますと約45%の経費が削減できるという形でございました。したがって、そういうこともありまして、今後もその導入に向けた検討というのは県としては実際にやっていく必要があるというふうに考えております。

また、市町のほうでございしますが、これは県と市町のほうで一緒になって構成しております三重県電子自治体推進連絡協議会というのがございしますので、国のほうもこのシステムを進めておりますので、市町等の現状把握にも今努めているところです。市町のほうは今まで共同でシステムを構築するという形の部分を中心になって進めてきましたものですので、できればこういうクラウドコンピューティングシステムという部分の導入も我々としては進めていきたいというふうに考えております。

ただ、いいことばかりではございませんと思います。例えばシステムの内容が制限されるために、業務の標準化が必要になってくるとか、それから、一番大きいのはやっぱりセキュリティの問題、雲の中にあるようなところ

にサービスセンターがありますので、情報漏れ等のセキュリティー、こういうものもしっかりと見きわめた上で対応していく必要があるのではないかと
いうふうに考えております。

以上でございます。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

16番（稲垣昭義） 今御答弁をいただきまして、本県としてもクラウドコンピューティングシステムを導入しながらというか、物件等電子調達システムと、もう一つ、何と言われたか聞き漏らしたんですけども、効果がそういう形で出ているというふうなことを言っていました。

当然県としての取組はもちろんなんですけれども、市町との話し合いの中でこれまでも県は共同アウトソーシング事業ということでいろんなことを市町とともに取り組んでいただいたりしてありました。

先ほど言われました課題の中で、確かに2点目に言われたセキュリティーの問題というのは非常に重要な問題でして、当然雲の中で管理して大丈夫なのかという、私も素人ですのでそういう感覚はあります。もちろんこの辺については専門家の方としっかりと協議をしながら詰めていかなければいけないと思いますが、1点目に言われた業務の標準化がそれに伴って必要になるというのは、まさにこれが求められているところでして、そこに無駄があるというふうに私は思っています。四日市市と例えばどどこ市が同じことをやっておるけれども、そのやり方が違うということを標準化することによってその無駄が省けるというふうに思っていますので、先ほどのC I O補佐業務の取組もそうですけど、こういったクラウドコンピューティングもそうです。新しい、ちょっと耳なれやんような片仮名の言葉が舞い降りてきたときに、それによって本当に基本的な作業を見直すことにつながると、ここが一番重要やというふうに思っていますので、ぜひその部分は課題の一つというふうには言われておりましたが、今後取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

時間もこれでなくなってまいりまして、まだまだ知事といろいろと議論を

させていただきたいなということもありましたけれども、この議論が野呂知事との本会議での恐らく最後の議論の機会になると思います。8年間、県政発展のため、私も若輩者ながら様々な提案をさせていただきましたが、常に真摯な議論、取組を知事のほうにはしていただきましたことに感謝を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長(三谷哲央) 32番 水谷 隆議員。

〔32番 水谷 隆議員登壇・拍手〕

32番(水谷 隆) どうもおはようございます。自民みらい、いなべ市・員弁郡選出の水谷隆でございます。議長の許しを得ましたので、今から一般質問をさせていただきます。

先ほど、稲垣議員の高度な質問の後でございますけれども、私は私なりに日ごろ県民の皆様がよく考えてみえることについて、所管部長、あるいは教育長にお聞きしたいなというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

まず初めに、障がい者雇用についてお伺いをいたします。

9月末に発表された平成22年6月1日現在の障がい者の雇用状況の集計結果によると、全国の常用労働者56人以上の民間企業における障がい者実雇用率は法定雇用率1.8%に対し1.68%ですが、昨年より0.05ポイント上昇し、過去最高となりました。しかし、三重県の民間企業における実雇用率は昨年同様の1.50と、全国平均を大きく下回り、昨年に引き続き全国最下位となっております。

また、県、市町、教育委員会などの公的機関における障がい者の在職状況については、法定雇用率2.1%が適用される県、市町の実雇用率は県が2.65%、市町が2.21%と、前年よりも上昇し、いずれも法定雇用率を上回っています。しかし、法定雇用率2.0%が適用される県の教育委員会では、実雇用率が1.84%となり、昨年より上昇したものの、法定雇用率を下回っている状況にあります。

雇用率を見るとこのような状況であります。民間企業において実際に雇用されている障がい者の数は、前年より14.5人増加している、トータルで2224.5人となっております。雇用者数に端数が生じているのは、障がいの状況や雇用の形態により人数の考え方が異なることによるものであります。

三重労働局によると、雇用されている障がい者の数は増加したが、算定基礎となる労働者数も増えたことにより、実雇用率は前年と同様の結果となったとのことであります。

リーマンショック以降急激に悪化した県内の雇用情勢は、本年9月時点でも有効求人倍数が0.62倍と、厳しい状況が続いています。また、来年3月に高校、大学等を卒業する学生の就職についても、本年よりさらに厳しい状況となることが憂慮されております。障がい者の就労においても当然この雇用情勢に大きな影響を受けていると思われませんが、現在の県内における障がい者雇用の状況についてどのように認識し、どのような対策をとられているのかをまず伺いをいたします。よろしく願いいたします。

〔山口和夫生活・文化部長登壇〕

生活・文化部長（山口和夫） 平成22年6月1日現在の三重県の障がい者雇用状況につきましては、ただいま御紹介をいただきましたが、雇用されている障がい者数は若干増えましたものの、障がい者の実雇用率が法定雇用率を大きく下回り、2年連続全国最下位となりましたことは大変厳しい状況であり、県といたしましても重く受けとめております。

これまでの障がい者雇用促進策としましては、企業の障がい者雇用の理解と意識を高めるための啓発、障がい者を対象とした就職面接会の実施、障がい者に対する職業訓練や特別支援学校の生徒を対象とした職場実習の実施、県の物品、役務の調達や公共工事の入札における障がい者雇用促進企業に対する優遇措置などの取組を進めてまいりました。

さらに、本年度につきましては、障がい者雇用アドバイザーを2名に増員いたしまして、求人開拓や企業に対する理解増進など、企業に対する取組を強化するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、社

会福祉法人等に委託いたしまして、農業分野での障がい者雇用の支援などに取り組んでおります。

また、本年9月には、県内経済4団体に対しまして知事の三重労働局長の連名で障がい者の雇用の維持、雇用機会の拡大に係る要請を行いますとともに、また、10月には株式会社イオンと包括協定を締結いたしまして、その取組の一つとして障がい者の職場実習や雇用促進をとともに推進するなど、企業、経済団体及び三重労働局をはじめとする関係行政機関と協働して取り組んでいるところでございます。

〔32番 水谷 隆議員登壇〕

32番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

いろいろな施策を講じられて取り組んでおみえになると、こういうことでございますけれども、残念ながらワーストワンという形のものになっておるわけですけれども、我々自民みらい議員団では、今年の10月に熊本県を訪問しまして、障がい者雇用の状況とその取組についていろいろ調査を行ってまいりました。

どこの県でも障がい者の雇用の支援するための施策というものは、もちろん講じられておるわけですけれども、熊本県の総合的な施策として特に三つの点を挙げておみえになりました。

一つは、高齢・障害者雇用支援協会補助制度というものがあると。それから、障がい者雇用優良事業所表彰制度と、もちろんこういった事業所に対しては表彰して啓発をしていくと。そして、もう1点は、障がい者雇用応援団事業というものをやっております、この三つを骨に企業への啓発等により障がい者雇用の拡大に向けた社会機運を醸成していくことに力を入れていると、こういうような説明がありました。

その中で特に私が非常にいい施策だなというふうに思ったのは、障がい者雇用応援団事業というものについて少し紹介をさせていただきたいなというふうに思います。

障がい者の就業機会というものを拡大するために、障がい者雇用に実績の

ある事業所などを応援団として募集、登録して、その活動を通じて県内事業所の障がい者雇用を支援していく制度であると。そして、障がい者の雇用を検討されている事業所の中には、自分の事業所でも大丈夫なのだろうかという不安、そして、どんな制度を活用できるのかなというようなこと、様々な悩みを持つ事業所が数多くおられるということでもあります。

そこで、障がい者雇用に様々な経験をお持ちの事業所に応援団となっただけ、県内事業所からの障がい者雇用に関する相談に対し、助言や啓発等を行い、支援を行っていくと、こういうような制度であります。要するに県と社会保険労務士等が応援団登録事業所とよく連携を保ちながら障がい者雇用について助言等啓発し、事業所、県民の障がい者雇用に対する理解促進と事業所の経験及びノウハウ不足の解消等に役立っているということでもあります。

もちろん応援団の事業登録には、いろいろと条件があるわけですね。常用労働者が56人以上おみえになる企業については、過去3年間、法定雇用率を満たしているとか、いろいろな条件がありまして、熊本県では18社が登録されていると。製造業が中心であるということでもあります。

そういった施策をやっておる熊本県に対して、もちろん三重県においても様々な取組を進めているようですけれども、それにもかかわらずその効果が目に見えない、あらわれていないというように思えるわけでございます。

新聞報道でもありましたが、先日、鈴鹿市内では障がい者が空き缶やペットボトルを再資源化する工場が操業を始めました。従業員の半数以上が障がい者で、健常者とともに空き缶やペットボトルの回収、再資源化された商品の運搬などを行っているところであります。障がい者雇用を広げるモデルケースとなることを期待して取り組まれていると伺いました。

このような企業もあらわれておりますけれども、多くの民間企業においては、今後の景気の行方というものが非常に不透明なことから、新たな人材の確保を躊躇しているのではないのでしょうか。また、障がい者を雇用するには社屋のバリアフリー化とか、あるいは執務環境の整備というものが必要とな

ることも懸念材料となっているのではないのでしょうか。障がい者雇用の必要性や民間企業として取り組むべき社会的責務については十分認識しながらも、いま一步取組を進められない要因があるものだというふうに思います。

障がい者の自立支援に向けては、障がい者人材センター、いわゆるゴールド人材センターや障がい者就業・生活支援センターなど、健康福祉部や教育委員会においてもいろいろな取組が行われているところでありますけれども、その施策と連携しながら、就労に向けた適性の把握や職業訓練など、障がい者雇用への支援をもっと積極的に行う必要があるのではないのでしょうか。また、民間企業における障がい者の雇用が進むよう三重労働局とも連携し、さらに取組強化をする必要があるのではないのでしょうか。

平成23年度以降、県として障がい者雇用の状況を改善するために、どのような対策を進めていこうと考えておみえになるのか、改めてお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

生活・文化部長（山口和夫） 次に、平成23年度取組でございますが、これまでの取組に加えまして、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしました、障がい者雇用モデル構築事業といたしまして、障がい者の雇用に取り組んでいる企業等に委託をいたしまして、実際の雇用を通しまして障がい者の雇用の課題の抽出及びその解決策など、障がい者雇用に関するノウハウを取得して今後の障がい者雇用に生かしていく予定でございます。

また、身体障がい者を対象としましては、就業のための研修を行います就業のための身体障がい者地域人材育成事業を実施いたしまして、企業が求める人材の育成に努めていきたいと考えております。

さらに、健康福祉部におきましては、障がい福祉サービスを提供する事業所で離職した障がい者を雇用する、障がいのある人と働く応援事業を実施する予定でございます。

そのほか、職業能力開発に関しましても、障がいに応じた適切な実習、訓練の充実に取り組み、就労を支援してまいりたいと考えております。

引き続き、今後も、三重労働局をはじめ、関係機関と連携いたしまして、

特に雇用率未達成企業に対して企業の状況に応じましたきめ細やかな働きかけを行ってまいりたいと考えております。

さらに、労働、福祉、教育等の関係機関で企業の求人情報や障がい者の求職者情報の共有化をさらに徹底いたしまして、就労の準備段階から職場定着まで、途切れのない支援を行いますとともに、先ほど御紹介もございましたが、他県の取組状況等も十分参考にしながら障がい者の雇用促進についてなお一層取組を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔32番 水谷 隆議員登壇〕

32番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

今、これからの取組の意気込みをお伺いいたしましたけれども、熊本県でもそうですけれども、やっぱりその地域に合った施策というのが僕は必要やと思うんですよ。だから、特に三重県は北、中、南と、これによって就労条件等、いろいろ違うわけですから、例えば北は製造業を中心としたすばらしい、知事がよく自慢されておる、製造品出荷額がもう日本トップクラスであるというようなこともありますので、そういったところと南勢地域、南のほうと同じような施策ではなかなかうまくいかないのではないかなと私は思いますので、そういったことも含めていろいろそういった地域性のある施策というものに取り組んでいただいて、全国ワーストワンというこの汚名からぜひ脱却していただきたい。そして、これからの取組に大いに期待をさせていただきますまして、質問を終わりたいと思います。

続きまして、生活排水対策についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

河川及び海域等の公共用水域の水質については、毎年県及び国等の関係機関により常時監視が行われており、その結果について毎年公表をされております。その結果によると、河川の水質については近年改善傾向にあり、平成21年度の河川のBOD、生物化学的酸素要求量の達成状況は94%と、ほとんどの河川で環境基準を達成している状況にあります。これに対して海域の水

質はCOD、化学的酸素要求量の達成状況で見ると50%と、かなり低い状況にあり、近年は横ばいの傾向となっております。海に流入する河川の水質が改善しているのに海域についてなかなか改善が進んでいないということでありま

す。しかし、この環境基準というのは、河川であれば河川ごと、あるいは上流、下流といった水域ごとにその利用状況等に応じた基準が当てはめられていることから、基準が緩い場合はBODの値が大きくても環境基準達成となりますので、基準を達成したからといって一概に水質がきれいになったとは言えないところがあるのであります。

実際、県内の河川の水質基準はBODが1ミリグラム・パー・リッター以下であるAA類型から、8ミリグラム・パー・リッター以下のD類型まで設定されていることから、環境基準の達成率のみをもって河川の水質改善が十分にされたとは言えないのであります。

県が県民しあわせプランの施策、水環境の保全において施策目標を河川において水浴びや水遊びができる水質、2ミリグラム・パー・リッター以下としているのは、県内の水環境の保全について環境基準の達成率だけにとらわれず、水質そのものを改善していこうとする意図であろうと思われま

す。また、伊勢湾を地理的に見ると、湾の入り口が非常に狭くなっており、その結果、外海と海水交換が行われにくく、内陸部からの汚濁が滞留しやすいといった特徴を持っています。このように伊勢湾がいわゆる閉鎖性の水域であることも水質改善が進まない大きな要因となっております。

このようなことから、水環境の保全を図るための対策としては、今後も陸域からの汚濁負荷を一層削減することが重要となるわけですが、その汚濁負荷量のため、工場、事業所の排水規制とともに、今後とも生活排水処理施設の整備が重要な課題であると言えます。

本県の生活排水処理施設の整備率は、平成21年度において76.5%となっておりますが、全国順位は29位であり、平均を約9ポイント下回っていることから、さらに着実な整備促進をしていただく必要があると考えております。

県は生活排水処理アクションプログラムに基づいて、下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の整備を進めているところでありますが、近年の人口減少や高齢化の本格化など、諸情勢が大きく変化していることや、市町の財政が依然として厳しい状況にあることから、効率的、効果的な整備を一層進めるため、適切な整備手法への見直しなどが必要になっております。このため、今年度から生活排水対策推進本部を設置して、これまで部ごとに縦割りであった計画の見直しなどを各部が連携し、市町と協働して統一的に行うことをしていると聞いております。

そこで、県は今回のアクションプログラムの見直しにおいて生活排水対策推進本部として、生活排水処理の主体となる市町に対し、効率的、効果的な施設整備を進めるため、どのような方針で協議を進めているのか。また、具体的にどのように連携して取り組んでいるのかをお聞きしたいと思います。

次に、生活排水処理施設の見直しに係る具体的な対応についても、県の考え方を確認しておきたいと思います。

県では、生活排水対策推進本部による取組の一歩として、各市町に対し、生活排水処理計画について見直しも含めて検討を依頼しており、現在その作業は行われていると聞いていますが、その見直し過程において整備する手法を見直し、これまで下水道や農業集落排水処理施設で処理する計画であったものから、浄化槽による整備に変更されるケースがあるようであります。浄化槽は家屋が散在するような地域では、下水道や農業集落排水などの集合処理施設と比較して工事が短時間で済み、施設整備費についても比較的安価であるなど、多くのメリットがあります。また、適正に維持管理を行うことにより、下水道と同等の水質浄化能力を発揮するものであります。この整備方法としては個人が設置するもののほか、市町が設置主体となり、維持管理も行う市町村設置型の2種類がありますが、市町村設置型は市町が計画的に設置していくことが可能であり、維持管理の徹底も図れることから、水質保全のためにも積極的に推進すべきではないかと考えています。

しかしながら、今のところ、県内で市町村設置型による浄化槽整備は7市

町により行われているにすぎない状況であります。このため、今回のアクションプログラムの見直しにおいて、これまで集合処理であった計画を浄化槽に見直す場合は、効率的、効果的な整備、早期の整備推進、維持管理の徹底のほか、維持管理費を下水道と同等にしてほしいといった住民感情も考慮して、市町村設置型によることが基本ではないかと考えております。

そこで、2点目として、このことに関する考え方を確認しておきたいと思っております。

浄化槽の市町による計画的な整備を推進し、適正な維持管理を確保するためにも市町村設置型は有効であります。とりわけこれまで下水道の公共関与による整備計画であったものを浄化槽に変更する場合には、同じく公共関与である市町村設置型の浄化槽整備とすることが基本ではないでしょうか。

以上、1本目として、県は生活排水処理の主体となる市町に対してどのような方針でアクションプログラムの協議を進めているのか、また、どのように連携した取組を行っているのか。

2点目として、下水道の集合処理であったものを浄化槽に計画変更する場合の整備手法について、県の考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔辰己清和环境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和）生活排水対策について2点御質問をいただきましたが、まず、1点目のアクションプログラムの協議の件でございますが、このアクションプログラム、県では三重県生活排水処理施設整備計画ということで、生活排水対策の各種関係事業のマスタープランとして位置づけ、市町とともに施設の整備を進めてまいったところでございます。

しかしながら、近年の人口減少等によりまして社会情勢の変化があること、それから、そういうことからこれまで以上により効率的、効果的な整備が進められるということが必要になっておるという状況でございます。

このため、県といたしましては、下水道、集落排水、浄化槽など、議員から御指摘ございましたように、生活排水対策につきましてこの4月から関係

部で構成する生活排水対策推進本部を設置したところでございます。

この本部では、生活排水対策の推進方針といたしまして、先ほどの社会情勢の変化に加えまして、施設の建設コスト、それから、供用開始後の維持管理コストの経済面、施設の供用開始までに要する期間、あるいは人口密度や地理的特性といった地域特性等のこれらの要素を勘案し、市町の意向を踏まえ、総合的な検証を行い、最適な整備手法への見直しを進めていくこととしておるところでございます。

連携した取組ということでございますが、アクションプログラムの見直しに係ります市町との協議につきましては、県土整備部、農水商工部、環境森林部が生活排水対策推進本部として一体となって協議の場に参加しております。市町のほうも生活排水対策の複数の部があるわけでございますが、その部局も一体となって参加いただき、協議を行っておるところでございます。このような方法によりまして、今後も市町と十分な連携と協議、調整を図りながら、生活排水処理施設整備の向上に向けて、また、水質そのものの改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

2点目の市町村型設置にしてはどうかということでございますが、市町村型設置の浄化槽整備につきましては、御指摘のとおり、県内で7市町において実施されております。この方式、個人設置型に比べまして、浄化槽設置時の住民の負担が軽減できること、それから、浄化槽の適正な維持管理の徹底が図られること、計画的な整備実施による整備率の向上が可能であることなどから、県のほうでは市町村設置型による浄化槽整備を積極的に推進しているところでございます。

また、これまで下水道や集落排水による整備を計画しておりました、いわゆる集合処理の区域を浄化槽に変更する場合には、その後も引き続き、御指摘ございましたように、公共関与による施設整備、あるいは維持管理とすることが地域住民の理解を得やすく、より望ましいものと考えております。このため、アクションプログラムの協議におきましては、該当する市町に対しましてこれらのことを十分考慮の上、市町村設置型の浄化槽整備が推進され

るよう今後も働きかけていきたいと、このように考えております。

〔32番 水谷 隆議員登壇〕

32番（水谷 隆） ありがとうございます。

今、市町村設置型を推進していると、こういうことでございますので、やっぱり個人設置型においては非常に個人の負担が大きいということでありますので、そういった市町村設置型の推進をやっていただきたい。そして、非常にこの生活排水というものはこれからも環境に大きな影響を及ぼしますので、しっかりとした取組をよろしくお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

スポーツの振興ということで、まず、競技スポーツの振興についてお伺いをいたしたいと思います。

先月の27日に第16回の広州アジア大会が閉会をいたしました。日本の獲得メダル数の目標は、金メダルが60個以上というようなことを聞いておりましたけれども、48個ということで達成をしなかった。全体的においても非常に少なかったということで、厳しい大会であったのかなというふうに思いますが、その中でも三重県出身の特にレスリングにおいては吉田選手が3連覇をしたというようなことはスポーツならではの味わえない感動というものを覚えたというふうに僕は思っております。

そういった競技スポーツの意義というものは、このアジア大会とかオリンピックなどの国際大会や、あるいは全国大会、また、先日この三重県内で行われました全日本大学駅伝とか、あるいは正月に例年行われております東京箱根間の関東の大学駅伝とか、こういったものに本県出身者の選手が活躍をいたしますと、県民に夢と感動、勇気というものを与え、活力ある社会の形成に貢献し、子どもたちにとってもあこがれを抱き、スポーツに取り組むきっかけとなるのではないかなというふうに思っております。

本県の競技スポーツの実情としましては、全国大会入賞者数でいきますと、国体、あるいは全国高校総体、全国中学校大会、あるいは団体、個人などでのベスト8以上に入賞された方というのは年々増加しているというふうに聞

いております。

一方、国民体育大会の総合成績を見ると、この4年間で30位内が2回と、そして、10年間を見ると4回であると。今年は32というふうにお聞きしておりますけれども、これもそれぞれブロック単位でやる種目があるわけですから、これによって、たまたまと言うと失礼ですけど、勝った場合には国体に出られると。そうすると、点数が上がる、順位が上がると、こういうことでございますので、これが本当に実力がついてきた順位かなと思いますとまだまだかなという気が私はいたしております。

そういった中で、その課題としては、選手の育成には当然時間がかかることから、中長期的な視点を持って県内トップレベルの選手、あるいはジュニア選手の強化活動の充実というのが必要であるというふうに思います。

また、指導者の高齢化が進んでおり、指導者の確保が喫緊の課題であるし、また、あわせて、指導者の育成といったものにも取り組む必要があるというふうに思います。将来、オリンピックなどの国際舞台や全国大会で活躍できる選手を養成するために、競技者の発掘、あるいは育成が当然必要であります。

そこでお聞きしたいと思います。先ほど申し上げたように、競技スポーツは県民に夢や感動を与え、子どもにあこがれを抱かせ、スポーツに取り組むきっかけとなるものである。このような意義を持つ競技スポーツの振興に向けて、本県において世界の舞台で活躍する選手の発掘、育成、国体で安定した成績を残すために今後どのような対策を講じていくのか、教育長にお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 水谷議員の競技スポーツの振興についての御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、これまで中長期的な視点に立ちまして競技力の向上に取り組んできたところでございます。特に競技者の育成につきましては、平成16年度から一貫した指導を行うマニュアルを作成いたしまして、

身体の発達とか、競技レベルに応じました競技者の育成強化を図ってまいったところでございます。

また、指導者の養成を図るために、平成18年度からは中学校、高等学校の運動部活動におきまして、非常に定評のある指導者を指定いたしまして研修会の実施などに取り組んできたところでございます。

教育委員会といたしましては、今後、指導者の資質向上を図るためにジュニア層の指導者に対する講習会を実施するなど、指導者研修会の内容をより一層充実させるとともに、学校運動部活動の指導者の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、余り競技経験の機会が少ない小学校、中学校、そういうところの子どもに対しましては競技者を発掘する機会を創出いたしまして、中央競技団体によります競技者育成プログラムを参考といたしましたトップアスリートの養成に取り組んでおります。

さらに、競技力を向上させるためには、スポーツ医・科学の手法とか、そういう考え方を取り入れることが有効ということから、競技団体に専門家を派遣するなどの支援を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔32番 水谷 隆議員登壇〕

32番（水谷 隆） ありがとうございます。

競技スポーツというものを向上させていくというのは、非常に難しい面もあります。これだけスポーツ科学というのが発達して、トレーニングも科学的になってきておりますので、こういったものに取り組んでいってさらに三重県の競技スポーツを向上させていこうというものについては、非常に厳しいものがあるのではないかなというふうに僕は思います。

次期教育振興ビジョンの中にも当然スポーツ振興についても述べられると思いますけれども、こういったところの問題についてどう取り組んでいくかと。そして、やっぱりスポーツ選手を育成していくためには、もちろん競技スポーツというのは大事であります。そして、また、スポレク祭といったよ

うなレクリエーションスポーツのことも大事であると。そして、底辺を広げていって全体の技量を上げていくということが大事であるというふうに思いますけれども、私はかねてからいつもいつもそういった意味において、県民体育大会がなくなってもう十数年になるんですけれども、もう一度復活してはどうかと。ただ単に復活するだけじゃなくして、やり方をいろいろ考えていけばこれは立派な大会になっていくというふうに思いますけれども、教育長の御所見をもう一度お伺いします。

教育長（向井正治） 議員お尋ねの県民体育大会、そういうものにつきましては、各都道府県で総合的なスポーツ大会の中では県民体育大会と、そう銘打って行われているところは現在22都府県というふうな状況でございます。また、名前は県民体育大会であっても、中身として本県のようにレクリエーション種目も含めた総合的な大会となっているなど、様々な取組方をされております。

本県におきましては、そのあり方について議員からも御紹介がございましたように、11年前でございますけれども、見直しが行われまして、平成11年度から新たなスポーツイベントとして、みえスポーツフェスティバルを開催いたしまして、県民の幅広いスポーツレクリエーション活動の実践の場としてきたところでございます。

一方、また、各種の競技団体におきましては、それぞれのところで競技大会とかイベント等が開催されているところでございます。選手の育成とか競技人口の拡大、そういういろいろな競技団体の手法とか工夫によりまして拡大に効果を上げているところと考えております。教育委員会といたしましては、それらの活動を支援することが競技力向上に有効な方法ではないかというふうに考えております。

みえスポーツフェスティバルにつきましては、今年度で第12回を迎えたところでございます。各競技におきましては、工夫された大会の開催がなされております。また、毎年多くの県民、また、いろいろな方々の参加を得ているところでございます。今後は、さらに幅広く県民が参加できて、魅力ある

大会となるように、各関係団体と協議いたしまして改善を進めるように検討してまいりたいと、このように考えております。

〔32番 水谷 隆議員登壇〕

32番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

非常に難しいような感じですが、こういった大会を、例えば「美し国おこし・三重」といったいろんな行事に取り組んでおみえになりますけど、もちろんのことながら、例えば北勢、中勢、南勢という地域に分けてこういった大会をやることによって、10年以上前とは随分形も変わってきておりますので、NPOの方をいろんな形で使っていくとか、あるいは一流選手にこういった大会に来ていただいて模範スポーツをしてもらおうとかいうようなことをしながら、北勢なら北勢、中勢なら中勢、南勢なら南勢といったところの地域の活性化、地域づくりの再活性化に僕は大きく役立つというふうに思いますので、またそういう機会があれば議論させていただきたいと思っておりますけれども、ぜひとも考えていただきたいと。

そして、恐らく10年後ぐらいには2回目の三重国体がまた来るのではないかなというふうに思います。すぐ国体ができるのかなという心配もあります。だから、そういったことも含めていろいろと御検討をしていただければと思います。

次に、地域スポーツ、非常に競技スポーツと関連するわけですが、スポーツクラブというものの地域スポーツのあれを上げようとした場合は、やっぱり総合型地域スポーツクラブの設置をどう推進していくにかかってくるというふうに思いますけれども、国ではスポーツ振興法の規定に基づき、平成12年9月にスポーツ振興計画が策定されました。この計画の中で総合型地域スポーツクラブを、全国の市区町村において少なくとも一つ以上設置することを目標として取組を進めてきたところであります。

もちろん三重県においても平成14年度から社会教育主事を各市町に配置し、設置に向けた推進をしてきたところであります。この取組の結果、平成22年10月現在で23市町において56クラブが設置されております。また、今後の設

立に向けて、平成22年10月現在、6市町で設立準備委員会が設置されており、この中には今年度中に設立されるクラブもあります。

このクラブの課題を見ても、クラブの運営面において各クラブでは様々な課題を抱えています。

まず、経済的な課題としては、設立当初はスポーツ振興くじtotoや市町からの補助金が拠出されて運営をされておりましたが、設立後3年から5年経過するとこれらの補助金が打ち切りとなりがちで、その後の運営はクラブ会員の会費の収入のみとなると。このため、会費収入だけではなく、別途の収入源を確保する必要があります。

クラブスタッフの課題としては、指導者の不足により教室の開催が減ったり、あるいは参加者が制限される状況が生じております。また、クラブ運営スタッフ、いわゆるクラブマネージャーも質、量とも不足しており、クラブの継続性が危惧されております。

活動場所等の課題としては、クラブの事務所、要するにクラブハウスを置く施設がないクラブが多く、活動場所の確保が困難となっております。

いろいろなこういった課題を抱えています状況から、会員数が平成19年度をピークに平成22年度と少しずつ減っております。平成22年度では2万2361人、これは7月現在ですけれども、こういうふうになっておる状況であります。

一方、学校においては、指導者不足による運動部活動の運営に支障を来しておる現状がある。このため、高等学校については70名、中学校については104名の外部指導者を必要とする各学校に派遣をしているという現状であります。

そこでお聞きしたいと思います。総合型地域スポーツクラブは、性別、年齢、障がいの有無に関係なく、地域住民のだれもが気軽にスポーツに取り組むことができる機会の場を提供するというものであり、体力の低下や地域のきずなの希薄化が叫ばれる現在の社会において、ますますその重要性が高まってきていると思います。先ほど申し上げた現状と課題を踏まえ、総合型地

域スポーツクラブに対して今後どのような支援、育成を行っていくのか、教育長の御所見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 水谷議員の地域スポーツの振興に果たす総合型地域スポーツクラブについての御質問でございます。

地域スポーツの振興は、県民が健康で生き生きと充実した生活を営むために大変重要であると認識しております。このため、教育委員会といたしましては、これまで生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりの一環といたしまして、市町や関係団体と連携を図りながら総合型地域スポーツクラブの創設と育成を支援してまいったところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、クラブの中には専門的な知識、技能を持つ人材とか、クラブ間の情報交換、交流が不足しているというふうな課題もございます。このため、研修会等により人材の育成に取り組むとともに、クラブの抱える課題に対しまして、市町、関係団体と連携してブロック別に課題解決のための情報交換会を行うなどの支援をしてまいったところでございます。

教育委員会では、これまで市町に社会教育主事を派遣するなど、総合型地域スポーツクラブの創設に向けた取組を進めてまいりました。その結果といたしまして、本県は全国的に見ても高い設置率となっているところではございます。しかしながら、先ほど議員からも御紹介があり、申し上げましたような課題もございます。今後、より一層地域スポーツの振興を図るためには、クラブの安定した運営と定着を図る必要があると考えております。

このため、県の役割といたしましては、今後もクラブの運営に必要な専門的な知識や技能を有する人材の育成と、そういうものを特に育成していくことが県の役割だというふうに考えております。さらに、クラブ間の広域的なネットワークによる交流を図るなど、個々のクラブの定着に向けた取組を進めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

〔32番 水谷 隆議員登壇〕

32番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

総合型地域スポーツクラブを進めていく上においては、また、広域スポーツセンターというものも考えてみえるというような資料もいただきましたけれども、これについて少しお聞きしたかったんですけども、ちょっと時間がなくなりましたので、また次回にこれを議論させていただきたいなというふうに思います。

続きまして、極めてローカルな質問をさせていただきます。

員弁地域の道路整備ということで、員弁地域は名古屋港や四日市港に近く、岐阜県、滋賀県に接しているといった中部圏や近畿圏との立地の優位性、あるいはすぐれた交通アクセス網を背景に、自動車関連産業、情報技術関連を含む電気機械産業や機械精密産業などが立地する産業集積の高い地域であり、北勢地域の経済発展の一翼を担う地域であります。

このような地域の特性をさらに発揮するためには、高規格幹線道路網を形成する東海環状自動車道や新名神高速道路、また、東近江地域との交流、連携の促進が期待できる一般国道421号の石樽峠道路などの広域幹線道路網の整備が不可欠であります。

東海環状自動車道は新名神高速道路や名神高速道路に接続し、岐阜市を経て東海北陸自動車道に連絡することから、岐阜県との連携強化にとどまらず、近畿、北陸地方との新たな関係づくりに役立つものとして、員弁地域の住民や企業ではその整備に大きな期待を寄せております。

しかしながら、この東海環状自動車道は愛知万博や中部国際空港に合わせて東側区間は既に供用されておりますが、西側の三重県、岐阜県の区間については整備が進められているものの、全線の供用時期が明確に見えてこない状況にあります。東海環状自動車道に接続する新名神高速道路については、未供用の四日市から亀山間が平成30年の開通を目指して整備が進められていますが、現在は東名阪自動車道が非常に激しい渋滞が慢性的に発生しており、産業経済活動や地域住民の生活に大きな影響を与えているところであり、新

名神高速道路の早期整備が不可欠となっております。

また、岐阜県方面や員弁地域から東海環状自動車道を利用して中勢、伊勢志摩、東紀州地域や名阪国道方面に向かうためには、新名神高速道路の亀山西ジャンクションがハーフジャンクションとして整備する計画となっているため、亀山方向に向かわず、四日市ジャンクションまで戻り、東名阪自動車道を経由するという遠回りのルートを利用せざるを得ない状況にあります。

これをちょっと見ていただきますと、(パネルを示す)この東海環状道路を東員インターから四日市北ジャンクション、そして、四日市ジャンクションから東名阪自動車道を通して伊勢のほうへ行かないといけなないと。この新名神高速道路に四日市北ジャンクションから乗って行って亀山ジャンクションを越えて伊勢に行くということができないと。これがハーフジャンクションということでありまして、非常にせっかくできてもし便性が悪いということとなるということでもあります。それで、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮させるためには、この亀山西ジャンクションのフルジャンクションによる整備が不可欠であると考えております。

そして、国道421号の石樽峠道路は、員弁地域の南部と滋賀県東部地域を最短距離で結んでいるにもかかわらず、曲がりくねった急勾配の狭い道路であるばかりでなく、冬季には通行どめとなる国道421号を改良するものであり、この整備により滋賀県と員弁地域の地域間交流を強化することが期待されており、待ち望んでいる供用が近くなっているというふうに思います。

次に、員弁地域の道路についてですが、この地域の道路整備は員弁川を挟んで右岸側の国道365号と県道桑名大安線、左岸側の国道421号と県道北勢多度線を軸として整備されてきました。員弁川右岸の幹線道路では県道桑名大安線中上地区の道路整備が残っています。この区間が整備されると、県道四日市東員線との交差点も改良され、東海環状自動車道の東員インターチェンジへのアクセス道路整備となることから、早期完成が必要と考えます。員弁川を挟んだ2本の軸の道路の整備の次の課題として、員弁川を渡り、これら2本の軸を結ぶ道路の整備と交通安全対策ではないかと考えております。

そこで、員弁地域の中央部で国道365号と国道421号を結ぶ計画となっている県道四日市員弁線のバイパス計画ですが、このバイパスが整備されることにより員弁川右岸地区と左岸地区の連絡が強化されるばかりでなく、三岐鉄道の三里駅といなべ総合学園をつなぐ道路となり、通学の安全性と利便性の向上に大いに役立つものと、その早期の完成を地域では強く望んでおります。

また、交通安全対策については、特に国道421号の東員町山田から東員町といなべ市員弁町との境の間については周辺に西桑名ネオポリスの住宅地があり、歩行者や自転車の安全確保は喫緊の課題であります。歩道の整備がされておりません。この区間の歩道整備については、町村会や町村議長会からも整備の要望が出されております。

県管理道路の整備については、これまで新道路整備戦略に基づいて計画的に整備が進められてきましたが、公共事業を取り巻く厳しい情勢などから、近年は道路事業費の確保が難しい状況となっております。現在、新道路整備戦略の見直し作業が行われているところですが、現行の新道路整備戦略に盛り込まれている事業箇所の継続性や新たな地域の要望にこたえていけるよう取り組んでいただきたいと思います。

そこで2点についてお伺いをいたします。

員弁地域の活性化や地域間の交流強化、拡大に大きく寄与する東海環状自動車道や新名神高速道路、国道421号石樽峠道路の整備状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

また、新道路整備戦略の見直し作業の状況についてもお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） それでは、まず、東海環状自動車道、新名神高速道路、国道421号の石樽峠道路の整備状況、見通しについてお答えいたします。

新名神高速道路のうち、東名阪に接続する四日市ジャンクションから東海環状と分岐する四日市北ジャンクションの間、この間につきましては、平成

27年度の開通を目指しまして、昨年度末から用地買収に着手し、一部工事も実施されている状況です。

その新名神の四日市北ジャンクションから分岐します東海環状自動車道ですが、次の東員インターチェンジまでの間、この間につきましては新名神の27年度の一部供用と合わせて、同時供用に向けまして用地買収と工事が進められているという状況でございます。

その先、東員インターから北勢インター、この間については工事に向け、調査等がされていると。北勢インターチェンジから岐阜県境までの区間につきましては、ここはトンネルになりますので、その地質調査が今実施されているところでございます。

一方、新名神に戻りまして、先ほどの四日市北ジャンクションから菰野を経由して亀山西ジャンクション、この間につきましては平成30年度の開通を目指しまして、地元との設計協議もおおむね完了しまして、用地買収が実施されているという状況でございます。今後も、東海環状自動車道につきましては早期に全線が供用されるよう、岐阜県と連携、協力を密にしながら、国土交通省に整備推進を働きかけてまいりたいと思っております。

新名神高速道路につきましては、東名阪自動車道の慢性的な渋滞解消に向けて、開通予定の平成30年度より早い供用開始と、計画が先送りとなっております。亀山西ジャンクションのフルジャンクション化につきまして、引き続き国土交通省や中日本高速道路株式会社等に整備推進を強く働きかけるとともに、県としましても用地取得に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、一般国道421号の石樽峠でございますが、この県境付近、毎年12月から3月まで、おおむね4カ月間、冬季閉鎖区間となっております。現在、県境部におきまして国土交通省が4.1キロメートルのトンネルの整備を、また、その両側を滋賀県と三重県が整備を進めておりまして、全体が8.2キロございますが、来年、平成23年春の供用開始を目指しているところでございます。

続きまして、県管理道路に関しての新道路整備戦略でございます。

御指摘ありました桑名大安線や四日市員弁線、また、国道421号線、これら

の整備につきましては県で担当しております。

新道路整備戦略の見直しにつきましては、道路整備を取り巻く環境、課題を整理した上で、限られた予算の効率的な投資と既存施設の有効活用などを考慮しまして、計画期間を短縮した道路整備方針として取りまとめることとしております。

道路整備方針の作成作業といたしましては、戦略的かつ効率的な道路整備を進めるため、道路整備全般に関するおおむね10年間程度の向かうべき方向の検討を進めております。

例えば従来から実施しております2車線の整備に加えまして、1.5車線整備などの柔軟で効率的な道路整備や計画的な道路施設の更新、修繕などを考えております。

また、具体的な整備箇所の明示方法につきましては、道路整備を取り巻く情勢が不透明であることから、現行の戦略、重点期間を今5年としておりますが、よりも短い期間内で完成を目指す箇所を示すことを今考えております。

さらに、現行戦略に盛り込まれております事業箇所の継続性、あるいは地域からの新たな要望をいかに考慮していくのかということも検討を行っているところです。

今後、県議会議員の皆様や市町、また、県民の皆様の御意見も伺いながら見直し作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔32番 水谷 隆議員登壇〕

32番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

それぞれの地域の、私が先ほど言いました要望をしっかりと受けとめて、これからの道路戦略の中に入れていただきたいなというふうに思います。

北勢線については、ちょっと時間がございませんので要望にとどめさせていただきます。

北勢線、三岐鉄道北勢線になって15年4月から供用を開始しておるわけですが、年間220万人ほどの利用客がおるわけですが、いろいろ施

策を講じられておりますけれども、やっぱり利便性の向上というものをしっかりと取り組んでいただかなければ、10年で打ち切られてしまいますと非常に困りますので、今西桑名駅とJR桑名駅と、あるいは近鉄桑名駅のそれぞれの駅の三つが寄り合うことによって、そういう通用道路というものをつくって利便性をよくするというふうな計画もあるというふうにお聞きしておりますので、ぜひともその辺も県が関与して支援をお願いしたいなど、このように思いまして要望をさせていただきます。

時間が参りましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

休 憩

議長(三谷哲央) 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時00分開議

開 議

副議長(森本繁史) 休憩前に引き続き会議を再開します。

質 問

副議長(森本繁史) 県政に対する質問を継続いたします。27番 前田剛志議員。

〔27番 前田剛志議員登壇・拍手〕

27番(前田剛志) 津市選出、新政みえの前田剛志でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問の通告に従い、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、緊急雇用・経済対策の充実についてお伺いいたします。

国の11月の月例報告では、景気はこのところ足踏み状態になっており、失

業率が高水準にあるなど、まだまだ厳しい状況であります。県としても第11次にわたる緊急雇用・経済対策を講じ、積極的に取り組んでいただいております。これまでの取組総括は一昨日の長田県議の質問で一定の理解をしましたので、ポイントを2点に絞り今回は御質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、各種基金活用の前倒しについてであります。

国の緊急総合経済対策に伴い、多くの交付金等により県は各種基金を積み立てし、積極的に事業展開していただいております。

パネルを用意させていただきました。(パネルを示す)これが現在の各種基金の積立残高でございます。表のほうが非常に見にくくございまして申しわけございません。項目としては19項目、そして、21年度末の残高が539億、そして、この12月の補正の見込まれた中での残高総トータルが317億7900万余という形でございます。今朝のある新聞の予告には百何十億ということが出ておりましたが、あれは誤報でございまして、317億7900万というのが正しい数字でございます。

そして、また、この中では大きなものとして65億8000万の庁舎整備、あるいは50億の緊急雇用創出事業臨時特例基金、あるいは22年度に完了するものも安心子ども基金なりをはじめ、医療施設の耐震化臨時特例基金を含め、3項目含まれておるような状況でございます。

この状況の中で、各種基金の現総額が317億円余もあるという事実でございます。さらに国の緊急総合経済対策におきまして、先月末にも国会において議決がされ、近々県のほうにも新たな数十億程度の交付金来るやにも漏れ聞いておるところでございます。

来年度計画分や民間との調整、あるいは執行部の体制にも限りがございます。しかし、緊急雇用・経済対策であるのならば、極力基金残高を少なくし、前倒しによる基金活用による事業展開を実施すべきと考えますが、まずは知事の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目は耐震改修の促進策についてでございます。

今世紀前半の発生が、ほぼ確実視されている東海、東南海、南海地震防災対策の推進に向け、現在、三重県は第3次三重地震対策アクションプログラムの策定に向け、鋭意検討いただいております。

さきに示された素案の内容では、来年度から26年度までに3地震が同時発生したときの死者数4800人を2400人へ、被害額約3兆円を1.6兆円へとそれぞれ半減させる目標を設定されております。

一方、国におきましても、先月末の緊急総合経済対策にて新たに耐震改修への補助として、1戸当たり30万円上乗せをする新たな補助制度を創設してきております。

県としても、人的被害の低減に最も影響する個人住宅の耐震化が十分に進捗していない中、県民の生命を守るためにも、個人住宅の耐震改修のさらなる支援制度の拡充により促進をすべきと考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

さらに、企業や集客施設等の特定建築物への耐震改修の県の支援策はソフト事業が中心であります。唯一、中小企業向けの防災対策資金融資制度がございます。余り認識されていないようでございますので、宣伝もPRも兼ねて今日はパネルを用意させていただきました。(パネルを示す)中小企業向けの防災対策資金融資制度でございます。融資限度額としては最高5000万円まで、そして、貸付利率については信用保証協会の保証があれば1.55%と、有利な制度となっております。融資の対象につきましては記載のとおりでございます。特に耐震に絞るならば1番の耐震診断設計、あるいは3番の耐震改修補強工事、こういったことを対象にしながらこの融資制度が創設されております。

ところが、残念ながら、利用実績が現在のところないという状況でございます。県のほうもいろいろと御努力をいただき、融資利率を昨年の12月に引き続き、今年4月にも2度にわたり引き下げを行っていただいております。しかし、この12月までの実績としてはまだ利用がないというのが現状でございます。

このことからさらなる利率の引き下げや、利子補給から補助制度へ変更し、活用してもらいやすい支援制度へと変更すべきであると思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上3点について御答弁をよろしくお願ひします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 私のほうから、1点目に御質問をいただきました各種基金の活用についてお答を申し上げます。

まず、県におきましては、平成20年秋以降の厳しい雇用経済情勢に迅速かつ的確に対応していこうということで、三重県緊急雇用・経済対策推進方針、これをつくりまして、それに基づきまして市町等の関係団体との連携を図りますとともに、国の経済対策等と連携をしながら、これまで十次にわたる緊急雇用・経済対策に取り組んできておるところでございます。

お話に出ております国からの交付金についてでございますけれども、例えば緊急雇用創出事業臨時特例基金でありますとか、ふるさと雇用再生特別基金としての基金を造成いたしまして、市町と連携を図りながらこれまでに132億円を執行いたしますなど、早期の雇用機会の創出に努めてきたところでございまして、両基金の残高、これが合わせて68億円でございますが、これも23年4月からの切れ目のない雇用創出を行うため、約22億円の債務負担行為の設定を、今度のこの会議に提案いたしますなど、間断なく対策を講じようとしておるところでございます。

また、これら二つの基金のほかに、例えば介護職員処遇改善等臨時特例交付金、これなんかは平成21年から23年まで3年間、職員のいわゆる給与等処遇改善に使うお金でございますから、こういったものについては各年度ごとに計画的にしっかり運用していくということが必要でございます。それは森林整備加速化・林業再生基金についても同じでございます。

御指摘のとおり、300億円余のまだ基金残高があるではないかということですが、大きな項目、先ほど申しましたように、大体おおむね順調に執行しておるところでございますし、例えば公共投資の臨時交付金等については、こ

れはいわゆる建物等に順次有効に使いながら、これは23年度まで、来年度までということでございますし、それから、例えば地域医療再生臨時特例基金、これが45億足らずあるわけでございますが、これも平成25年までに計画的に執行していくということで、ほぼこれについても順調な取組に至っておるのではないかと思います。

一つだけ残念なのは三重県グリーンニューディール基金でございますが、これは当初予定をしておりました事業者がその事業から手を引く、計画変更というようなことになりまして、残念ながらこれについては15億円を国に返還するというようなことになりました。

そのほか、大体今順調に、そして、今後、計画期間が来年度までのもの、再来年度までのもの、25年度までのもの、いろいろありますけれども、非常に着実に順調に来ておると、こう思います。

今後につきましては、先日成立をしました国の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策、これに係る補正予算にぜひ迅速かつ的確に対応をしていきたいと、こう思い、引き続き雇用の創出、あるいは地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔東地隆司防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（東地隆司） それでは、耐震改修の促進という中で2点御質問をいただきましたので、まず、1点目の個人住宅の耐震化促進に向けてというところでお答えをさせていただきます。

この耐震化につきましては、現在作成を進めている平成23年度からの第3次三重地震対策アクションプログラムにおいても、特に耐震化は重要な対策でありますので重点アクションとして位置づけ、関係部局と連携して、いろんな施策の検討も含めて積極的に対策を進めていきたいと考えております。

2点目の企業防災促進のための融資制度についてでございます。

これにつきましては、耐震化も含めた企業防災の取組を促進するため、これまで地域別企業向けの研修や企業防災力診断、防災対策優良事例集の作成などを行ってきており、今年度はこれらの取組に加え、企業、商工関係団体、

大学等によるみえ企業等防災ネットワークの構築や三重県中小企業BCPモデルの作成に取り組んでいるところです。

また、防災対策に取り組む企業を支援するため、地震対策資金融資制度、今は防災対策資金融資制度でございますけれども、設けてきましたが、いろんな利率を下げるとかしてきましたけれども、利用が進まないことから企業へのアンケート調査を実施したところ、景気の悪化により設備投資をする余裕がないことや制度の存在が周知されていないなどの結果が得られました。

こうしたことから、今のところ、御提案の貸付利率のさらなる緩和や補助金創設は難しいと考えておりますが、今後は現在構築を進めているみえ企業等防災ネットワークを活用し、県内企業のニーズの把握に努めるとともに、防災対策の必要性や融資制度、これは県単の融資制度もありますけれども、国といいますか、公庫の融資制度もございます。こうした制度を一層周知して利用促進を図り、企業防災力を向上していきたいと考えております。

以上でございます。

〔27番 前田剛志議員登壇〕

27番（前田剛志） ありがとうございます。数点確認をさせていただきたいと思います。

まず、基金運用についてですが、知事の答弁を総括させていただくと、ほぼ順調よく計画どおりに基金活用がされておるといふ答弁なのかなと。一部、グリーンニューディール基金を含めながら15億の返済、少し大きいですが、残念な部分があったということでございます。

その中で、先ほど説明もありましたので個々の話は時間がないので避けさせていただこうと思ったんですが、地域医療再生臨時特例基金なんか25年度までなんです、もう既に21年度から基金積み立てがされて2年が経過してこようとしております。当然民間の調整を含めながらいろいろな部分もあるわけでございます、一長一短に進まないというのは当たり前でございます、そういった意味からも22年度に終わる部分もあり、23年度に多くの基金が終わってしまう。結果として使えなかつたら返さなければいけな

い、そういうことが発生しようかと思えます。であるならば、できるだけ可能なものは前倒しにしていくべきかなというふうに思えます。

特に健康福祉部長がおみえでございますが、22年度に終わる部分が健康福祉部のほうで多いかと思えますので、その点も含めながら少しお答えをいただければと思えますが、お願いします。

知事（野呂昭彦） また担当部のほうから子細説明に行かせますけれども、地域医療再生臨時特例基金についても、これは病院の再編とかそういったことが絡んでいますから、事業の計画としっかり絡み合わせながら、そして、また、一部は、例えば伊賀地域についてはこの基金、再生計画を活用しながらさらにもう一步進んだ取組もやっていくというようなことで、非常に効果の上がるように25年まで精いっぱい有効に活用をいたしていきたいと、こう考えておりますので、詳しくはまた御説明に伺わせたいと、こう思えます。

健康福祉部長（真伏秀樹） 私ども、たくさん今回の経済対策等で基金を抱えておりますけれども、例えば安心子ども基金とか子ども関係、それから、妊婦の関係ですとか、いろんな形で抱えておりますけれども、あと、介護関係ですね。いずれもそれぞれ今計画を策定いたしております、今のところ、その計画に沿った形での順調な執行ができておるかなというふうに思っております。

それと、先ほど知事のほうからも申し上げました医療再生については、少し地域の事情等が変わってきている部分もありますので、少し当初の計画よりは遅れるところもあるわけですがけれども、それについても今一生懸命調整をさせていただいておりますし、それから、あと、医療施設なんかの耐震化の基金もあるわけなんですけれども、これにつきましても計画どおり進めておりますけれども、若干設計等、やっぱり時間がかかる部分もございますので、できるだけ精力的に執行できるように調整をいたしております。以上でございます。

〔27番 前田剛志議員登壇〕

27番（前田剛志） ありがとうございます。

少し遅れておるのかなという部分もあり、特に耐震補強であるのなら、ぜひとも基金を残すことなく対応いただきたいな。そのためにも、前倒しといても22年度までですからもう残される期間が本当にあとわずか、果たして21億5000万、大丈夫なのかなという不安があります。ぜひともまた他の基金も含めながら、もう個々の話は時間がありませんので避けさせていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、基金管理について1点お願ひをしたいなと思うんですが、緊急経済対策の取りまとめとして政策部がいつもこういう報告をいただいております。(現物を示す)この中では当然基金残高というのはございませんので、できればこういう報告書の中で基金残高の報告もいただきながら、全体が見えるような形でお願ひを申し上げたいと思います。

かつ、政策部が緊急雇用・経済対策の所管部署になろうかと思ひます。がしかし、実際の財政運営を含めながら全体バランスを見ていくのは総務部になろうかと思ひます。したがって、私としては、基金管理についても総務部のほうで全庁的に取りまとめをいただきながら、他の県単の予算もにらめっこをしながら全体バランスをとってお進めをいただきたいと思ひます。その点について何かコメントがございましたら。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長(植田 隆) できるだけ国の交付金を活用して、今まで県の中でできなかったこと等も含めまして前倒しで執行していきたいと考えております。

〔27番 前田剛志議員登壇〕

27番(前田剛志) 少しポイントがずれておりましたので、また全体の基金管理、そして、この報告をできたら政策部になろうかと思ひますが、基金残高の報告もいただきたいなと思ひます。

国もステップ3にわたり経済対策を打ってくるという予定でございます。次年度に予算を残しておいて執行するというのも大事な部分であろうかと思ひますが、新たに追加してくる部分についても対応いただかなければいけな

い。そういったことから前倒しをぜひとも御検討もいただきたいと思
います。

それと、耐震改修につきましては、これから進んでいく部分でござい
ますが、現状これまでの取組が余り進んでいないというのが正直なところ
でございます。国も新たな制度もつくられてはきたものの、非常に市町として
は使い勝手がよくないのかなと、そういう部分も見受けられるところでござ
います。ぜひとも次期アクションプログラムの中で耐震化を進められるので
あるならば、何らかの支援策、そういったことも十分検討していかないこと
にはこれまでの反省を踏まえて何ら変わらない、そういう部分もあるうかと
思いますので、また県土整備企業常任委員会の中で十分論議を深めさせて
いただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2項目の地球温暖化対策の充実についてお聞かせをさせて
いただきます。

県におかれましては、来年度からの地球温暖化対策実行計画の策定向け
、検討が進められておるところでございます。これも同じでございますが、現
計画については非常に目標に未達の状況であり、現計画の反省を踏まえな
がら目標達成に向けた真に実効性が上がるプランニングができることを求め
られておるのではないかと思います。

そこで、1点目の実行計画の策定に向けてお伺いしたいと思います
が、地球温暖化対策には環境税の導入や省エネルギー設備機器の導入をは
じめ、様々なコストがかかってくるものであります。もちろん県民にもコ
スト負担が求められていくわけでありますので、こうした負担を広く県
民の方々に理解していただくためには、現在の世界が置かれている地球
温暖化問題の現状や国が取り組んでいただいております対策等に関して
の、真に正しい知識や情報を県民に知っていただくことが大前提であ
ると考えております。

世界がこのまま地球温暖化が進展することにより、気象現象や海水面
、海洋循環、生態系への重大な影響をもたらす、ひいては感染症の拡大
や食糧事情の悪化をはじめ、人間社会に甚大な被害を及ぼすなど、人類
の生存基盤を

揺るがしかねないこととございます。

一方、国では、温室効果ガスの削減に向け、石油、石炭からの燃料転換や省エネルギー技術の導入、高断熱建築物の普及、自動車エネルギーの効率改善等、また、エネルギー供給面では電力において原子力発電が大きな役割を果たし、火力発電所の熱効率の改善等の努力を積み重ねてきている状況であります。

こうした知識や情報を実行計画に織り込むなど、きちんと県民の皆様方に伝え、理解していただくことが重要だと考えますが、御見解をお尋ねしたいと思います。

また、今後の温室効果ガスの削減にはこれまで以上に産業部門や運輸部門、業務部門、家庭部門など、各部門の主体的な取組が欠かせないと考えております。計画策定後の推進体制におきましても、県や有識者に加えて、各部門のメンバーが主体的に参加できるような推進組織を設置し、実効性のある施策を推進していく必要があると考えますが、あわせて御見解をお尋ねいたします。

次に、2点目は、森林・林業の再生に向けた改革の姿への対応についてであります。

国は、昨年12月に策定された森林・林業再生プランを受け、森林・林業基本政策検討委員会にて本年11月に森林・林業の再生に向けた改革の姿（案）が取りまとめられたところであります。

その中でも適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備として、意欲と能力を有する者が数百ヘクタール規模の最小流域単位に面的なまとまりを持って集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画制度、仮称でございますが、創設されてきたところでございます。

また、人材育成におきましても、森林・林業に関する専門知識、技術や実務経験など一定の資質を有する者をフォレスターとして認定し、市町村森林整備計画の策定等、市町村行政を支援できる仕組みづくりを創設してきたところであります。

また、森林経営計画の作成、集約化施行を推進するため、必要な知識習得のための研修を実施し、森林施業プランナーを育成し、能力向上を図るとされておるところであります。

そこで、県におきましては、先駆的に昨年度からがんばる三重の林業創出事業を実施していただいております。21年度の成果については、(冊子を示す)こちらの三重の森林づくり実施状況等でも御報告いただいておりますので、今年度の取組も含め、これまでの成果について簡単にお聞かせください。

また、残された地域、やる気のあるところについては団地化し、取組が進められております。残念ながら、多くのところがまだまだ残されておるような状況であります。そういった地域におきましても、森林経営計画の作成をフォレスターや森林施業プランナーの育成を行い、早期に実施していくべきではないかと考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、アカネ材の利用促進であります。

皆様方はアカネ材について御存じでしょうか。私もまだ聞きなれない言葉かと思っておりますので、少し御説明もさせていただきたいと思います。

杉やヒノキの間伐材を製材した際、スギノアカネトラカミキリムシが原因となり食痕となって穴状にあらわれ、実用上は問題ないにもかかわらず、見た目の悪さから欠陥材として市場で適正に取り扱われず、製材品の価値が低下するという問題が顕著化してきておるところであります。

そこで、三重大学と産学共同研究により、これらの食痕材は強度・耐久性、食痕のない木材とほとんど変わらず、使用上は全く問題ないことが科学的に実証されたところあります。松阪地区木材協同組合ではこれらの食痕材に対して一定の規格基準を設け、基準を満足した木材をアカネ材と名づけて積極的に利用する取組を進められておるところでございます。

パネルを用意させていただきました。(パネルを示す)どっちが上かわからないですが、これが食痕跡の、木目の上に食痕跡がございます。こういったものが、ネーミングでございますが、エコブランドとしてアカネ材という形

の中で今積極的に取組がされているものでございます。

その一例として、こちらがイオン城山ショッピングセンターの展示例でございます。企業においても環境保全に対する取組を含めながら協力をさせていただき、積極的に多くの方に実際見ていただき、こういうコーナーも含めながら、アカネ材が使用されておるといところでございます。

もう一つ、J A多気のほうで、ちょっと暗くて見にくうございますが、アカネ材を利用した販売所として活用されておる例を御紹介させていただきたいと思います。

紀伊半島における間伐材の大半は食痕材となることが確認されております。適正に市場で取り扱われないことから、多くの森は放置森となり、地域の森は荒廃してきております。アカネ材をエコブランドとして定着させ、積極的に活用することは地域の森の再生につながり、温室効果ガス削減、水源涵養機能の確保、土砂災害の防止をはじめとする地球保全、環境保全など、様々な機能回復に貢献するという効果につながる意味でも意義あるものと考えておるところであります。

国においても、国土保全等森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態を踏まえ、木を使うことにより森を育て、林業の再生を図ることが急務となっている状況にかんがみ、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が本年10月に施行されたところでございます。

この国の方針を受け、県としても基本方針を定め、取り組むということで聞かせていただいておりますが、県産材の利用促進に向けてどう取り組まれていくのか、また、アカネ材の利用促進策も含めながらお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） まず、地球温暖化対策実行計画の策定に向けてということでございますが、先ほどございましたように、国連の気候変動に関する政府間パネル、I P C C と言われておりますが、ここの第4次評価報告書、19年に公表されておりますところによりますと、御指摘にあったよう

に、地球の温暖化が進行しているということは疑う余地がないとされておりまして、この対応は地球規模での重要な課題となっております。現在、メキシコではCOP16が開催されておりまして、地球温暖化対策の国際的な枠組みが議論されているところでございます。

国におきましても、温室効果ガス排出量2020年25%削減を掲げられまして、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税、さらには再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設などが今議論されているところでございます。

地球環境問題の解決には社会システムを変えていくことや一人ひとりがライフスタイルを見直すことが必要であり、地球温暖化がもたらす深刻な影響や、それを防止していくための取組の重要性につきまして正しく理解し、そして、意識から行動へと結びつけていくことが重要というふうを考えております。現在策定中の実行計画では、こうした考えのもと、県民が一丸となって取り組めるように新たな計画づくりを進めているところでございます。

この推進体制ということでございますが、現行計画の目標体制が、御指摘のとおり目標達成が厳しい状況となっているということをお聞きしまして、現在、産業部門、運輸部門、民生部門等各部門の主体がそれぞれの役割を自覚し、しっかりと責任を果たしていくことが大切となっております。このため、多様な主体の参画のもと、温室効果ガスの排出状況や取組の進捗状況、これらに対する評価や改善が図られるような方策についてさらに議論を深め、新たな計画の実効性を確保していきたいと考えておるところでございます。

2点目の林業の再生ということでございますが、先にごんばる林業のほうでございますが、21年度からごんばる三重の林業創出事業、これを創設しまして、森林の団地化に取り組んでおるところでございますが、その中で森林所有者に施業提案を行いまして、集約化や路網整備と間伐作業を一体的に実施する新しい生産システムを今展開しているところでございます。

その結果、48団地、3282ヘクタールの森林で団地化が進み、そこでは高性能林業機械の導入などによりまして生産性の向上が図られており、厳しい経済情勢、木材価格ではございますが、それにもかかわらず利用間伐や木材加

工所への直送が進められるなど、精力的に木材生産活動が行われてきているところでございます。

一方、国のほうでは、先ほどございましたように、21年12月に策定されました森林・林業再生プランの実現に向けまして、現在、施策、制度、体制について抜本的な見直しが進められております。

その中で、御質問の森林経営計画制度でございますが、これを新たに創設し、計画を樹立した団地に対しまして集約化や路網整備に一体的、集中的な支援を行って、我が国の森林・林業の再生を果たすということとされております。

森林経営計画制度に基づく森林の団地化、施業の集約化、これはがんばる三重の林業創出事業の取組と合致するものというふうに考えておりまして、これを森林所有者へ積極的に働きかけていき、森林経営計画制度を県下全域に広げ、これまでの県の取組をさらに発展させていきたいと考えております。

また、その推進に当たりましては、県内各地での取組で明らかになりました、森林所有者へ施業の提案を行う仕組みであるとか、行政のサポートの重要性、これらを踏まえ、森林経営計画の中核を担うこととなります施業プランナー、あるいは計画の実行指導を行うフォレスターなどの人材育成に国の施策を活用しながら積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

3点目の県産材の利用促進でございますが、御説明ありましたように、国のほうで公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というのが制定されまして、10月には基本方針が示されたところでございます。この法律では、都道府県にも、市町村もでございますが、方針を定めることができるというふうにされておきまして、本県におきましても、耐火建築物とすることが求められていない低層の公共建築物につきまして、原則としてすべて木造化を図るということを基本目標にいたしまして、三重の木やアカネ材などの県産材を原則として使用すること、市町や民間の整備する公共性の高い施設への木材利用を促進すること、公共工事におきましても間伐材や木製品を

積極的に利用することなど、これらを内容とする公共建築物等木材利用方針、これを年内に策定し、県産材の利用促進に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

また、アカネ材でございますが、杉、ヒノキの人工林に生息しますスギノアカネトラカミキリによりまして被害を受けました木材、これはかつてアクリクイ材とも呼ばれまして、その見た目の印象から今までは使用が敬遠されてまいりました。しかし、説明がございましたように、強度や耐久性には問題がないことから、アカネ材という一定の規格を整備し、同じ悩みを抱えておる他県、和歌山県等と連携し、今利用拡大に取り組んでいただいているところでございます。

今回の木材利用方針、この策定を契機にいたしまして、アカネ材の性能や価格面での優位性を建築事業者や設計士等の関係者に十分説明することなどによりまして、公共建築物をはじめ、様々な用途に幅広く利用されるように働きかけてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔27番 前田剛志議員登壇〕

27番（前田剛志） ありがとうございます。1項目ずつ簡単に御要望を申し上げたいと思います。

まず、地球温暖化対策の実行計画については、これから最終断面という形の中で来年度に向けた検討が進められているところでございます。ぜひとも前計画、現計画の、極論絵にかいたもちのような計画でございまして、同じ失敗を繰り返さないように、PDCAをきっちり回していく。なぜ改善がされないのか。だったら、どう改善をして実行していくのか。そういった各部門が参画した中で主体的に取り組みいただき、県だけが非常に現計画の中では数字が悪くなり、悩んでみえたというのが正直な感想でございます。ぜひとも多くの方に参画いただくシステムをつくっていただき、そして、また、冒頭にもお願いしたように、正しい知識、情報を県民の方に周知をいただくことによって県民の協力も得られるのではないかと思いますので、その点、

よろしく願いを申し上げたいと思います。

続きまして、森林づくり基本計画についてでございますが、森林・林業の再生に向けた取組でございますが、これから国もようやく今まで放置してきた森に対して国が成長戦略の中で組み立てて取り組んでいく。2020年度までに木材自給率を50%に高めていくという目標を掲げながら、やっと国がやる気を出してきていただいたと。県は先駆的に進めていただいております中、ぜひともこの国のシステムに上手に乗りかえていただければいいのではないかな。森林・林業に対しては最大のチャンスが今訪れてきておると思います。ぜひともこの流れに乗り遅れることのないように、やる気のある方だけでなく、やる気のない方にやる気を起こさせるような取組、そういったことも含めながら、全地域で森林経営計画が策定されていくことを御要望申し上げたいと思います。

それと、最後のアカネ材については部長のほうからも御答弁いただきました。とても前向きな御答弁だと受けとめさせていただきます。価格も非常に有利的な安いという部分もあろうかと思っておりますので、ぜひともまた森林を守っていく意味でも、そういった環境のブランドのアカネ材を有効に活用していただく、三重県の木を使っていただくということが地産地消ではないんですが、緑の循環につながっていく取組になろうかと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の3項目めの地域医療再生に向けてお聞かせをいただきたいと思っております。

本県の人口10万人に対する医師数は183人と、全国平均の213人を大きく下回り、地域間、診療科目等の偏在が依然として深刻な状況の中にあります。伊賀地域や志摩地域等において、救急医療体制の確保が困難な事態となっており、きておるような状況でございます。

私も地域医療に関しては今回で3年連続しての質問でございますが、ようやく県におきましてもこうした事態を踏まえ、本年9月に知事のほうからみえの地域医療を守る緊急メッセージを公表いただいたところであります。医

師確保対策チームの設置や緊急対策に鋭意取り組んでいただいております。医師不足が深刻な医療機関への医師の派遣について、さらに踏み込んだ対策が求められているのではないかと思います。

そこで、1点目は地域医療支援センターの導入についてお聞かせいただきたいと思います。

国におきましては、来年度の予算におきまして、地域における医師不足、偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成の支援や医療機関への医師の配置調整などを行う地域医療支援センター、仮称でございますが、の設置を各都道府県へ支援していく予定であると伺っております。大学の医師派遣機能の低下が懸念される中で、医師不足地域の病院勤務医の確保を図るための新たな医師派遣制度の仕組みであろうかと思います。この地域医療支援センターの設置について、ぜひとも来年度の設置に向けて積極的に検討を進めていただくべきと考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、国では、地域医療センターを都道府県立病院や大学病院などの中核病院に設置することとされております。地域医療センターを本県に設置するとした場合に、設置先の病院に依存することなく、県が主体的に、県の医師確保対策チームが現在新たに立ち上げられたところではございますが、その地域医療センターのほうへ統合していただき、医師の地域偏在を解消できるようにすべきと考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、ドクターヘリの運用についてお尋ねいたします。

県のドクターヘリが三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の2病院を基地とし、協力態勢のもと平成23年度中の運航開始を目指しています。ドクターヘリを円滑かつ効果的に運営するため、関係機関による協議、調整を行う運航調整委員会を設置し、両病院の通信センターの設置に関することや両病院の当番日の設定などについては、今後、運航調整委員会の中の議論などを踏まえて決定していく予定でございます。本県へのドクターヘリの導入は大変喜ばしいことでもありますし、期待もしておりますが、基地病院を2病院とすることは全国的にも茨城県に次いで2例目ございま

す。医師数が非常に少ない中、少し心配な点がございましたので、確認をさせていただきたいと思います。

県内の医師数が大変厳しい状況の中で、基地病院を2病院とすることにより、当然スタッフを確保していく部分の中でも2病院でのスタッフ確保となり、二重となっていくのではないのでしょうか。そのことにより地域医療機関への医師数等のしわ寄せが行かないのかどうか、悪い影響は与えないのかどうか非常に不安であります。スタッフ確保の見込みについてお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、三重大学医学部附属病院で今年の6月から救命救急センターを開設いただいたところであります。おかげさまをもちまして、津地域の救急医療体制はかなり改善されてきた状況でございます。がしかし、一部に市外搬送等の話を漏れ聞きますが、現在の三次救急医療機関としての実態について御存じでしたらお聞かせをいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） それでは、まず最初に、地域医療支援センターについてお答えを申し上げたいと思います。

県におきましては、医師不足、偏在の解消を図るため、これまでも修学資金の貸与でございますとか、三重県地域医療研修センターの設置等によります地域医療に従事する医師の育成、定着促進、それとバディ・ホスピタル・システムによります医師不足地域への病院に対する診療支援などに取り組んできたところでございます。

さらに、この10月からは医師確保対策チームを新たに設置いたしまして、研修医の研修資金制度の創設等、新たな医師確保に向けた緊急対策に取り組んでいるところでございます。

今後は、これらの取組によりまして育成、確保をしてまいりました医師につきまして、専門医資格の取得など、キャリア形成への支援ややりがいを持って医療に従事できる勤務環境の提供などを通じまして、地域の医療現場に

しっかりと定着させていくことが重要でございます、そのための仕組みづくりが必要であるというふうに認識をいたしております。

現在、国におきましては、地域での医師不足解消でございますとか、適正な配置を進めるため、各県に地域医療支援センター、これは仮称でございますけれども、設置することを検討しているところでございます。

県といたしましても、現在国のほうから示されております地域医療支援センターのスキーム案を活用しながら、三重大学や中核病院など関係機関と連携をいたしまして、効果的な医師の確保と地域への適正な配置が行われる仕組みを早期に構築をしていきたいというふうに考えております。

さらに、この10月からの医師確保対策チームによります医師の招聘活動など、これまでの取組も含めた総合的な仕組みとすることで、迅速かつ効率的な医師の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

センターそのものの機能といたしましては、専任の医師の配置でございますとか、事務員の配置等も必要でございます。さらにそのセンターの中には若手医師などをプールする、またはキャリア形成を支援しながら地域の医療機関へ配置をしていくと、そういう形の業務でございます。県といたしましては、こうした機能が最大限に発揮される体制を確保していきたいというふうに思っておりまして、設置先及びその体制につきましては、三重大学や地域の県立病院も含めました中核病院などの関係機関と十分に協議を行った上で決定をしていきたいというふうに考えております。

それと、もう一つ、ドクターヘリ、それと、三重大学の救命救急センターの状況等についてでございます。

本県独自のドクターヘリの導入につきましては、三重大学医学部附属病院、それと、山田赤十字病院、それぞれ救命救急センターの専従医師等の人員体制につきましては、ドクターヘリの基地病院としての必要な人員は確保されているところでございますけれども、他県のドクターヘリ運航病院の医師数等を考慮いたしますと、いずれか一つの病院を基地病院として単独で運航するとした場合、どちらの病院とも増員が必要というふうに考えられる状況に

ございました。

こうしたことから、本県といたしましては三重大学と山田赤十字病院、この両病院を基地病院といたしまして、共同してドクターヘリを運航することによりまして、救命救急センターの機能を維持しながら円滑な運航体制の確立を目指すこととしたわけでございます。現在、そのための準備をいろいろ進めているところでございます。

こうした中で、6月1日から稼働いたしております三重大学の医学部附属病院の救命救急センターの状況でございますけれども、救命救急センターが設置をされます前の直近5カ月、これは1月から5月まででございますけれども、それと、設置をされました5カ月、6月から10月までの分、それぞれ状況等を比較してみますと、救急車によります受け入れ患者数でございますけれども、360人から421人に増加をいたしております。また、入院が必要な、いわゆる重症患者というふうに申し上げたほうがいいかと思っておりますけれども、そういう重症患者の数についても増加傾向にあるという状況でございます。

こうしたことから、津地域におけます初期、二次、三次の救急病院の役割分担の明確化が一定程度進んできておるといふふうに理解をいたしておりますし、また、三重大学が二次輪番病院の後方支援として三次救急病院としての役割を果たしつつあるのかなというふうに考えておるところでございます。

この三重大学の救命救急センターのほうには、来年の1月になりますけれども、救命救急センターを担当いたします教授が新たに県外の大学から赴任をされるというふうに聞いております。県といたしましては、この新たに着任をいただきます教授を中心といたしまして、県外からの医師ですとか、看護師の確保を含めた救命センターの運営体制の強化をされるものというふうに考えておるところでございます。

こういう取組をしていただく中で、三重大学附属病院のほうのドクターヘリの基地病院としてのスタッフのいわゆる充実というのも図られていくものというふうに考えております。

一方、山田赤十字病院につきましては、研修医等についても着実に増加を

いたしておるといこともございまして、その研修医等の配置等の中で十分スタッフについては充実できるというふうに聞いております。

以上でございます。

〔27番 前田剛志議員登壇〕

27番（前田剛志） ありがとうございます。

今日は5分も時間がありますので、少し確認もさせていただきたいと思えます。

まず、地域医療支援センターについては、前向きに検討いただくということでございますので、まだまだ県で医師確保対策チームもつくっていただいておりますが、全国的に医師偏重がある中で、全地域が全国的に競い合っている状況かと思えます。その中で本当に医師を増やしていくというのは大変難しい部分かと思えます。だから、すぐ一長一短に医師の数、ドクター数が増えていくというのは、目標も設定いただいておりますので期待も申し上げておるところでございますが、それよりもやはりいろいろな情報分析をする中、機能分化や集約化等の再編、ネットワーク化を行っていただく、そういった部分も地域医療支援センターの中で十分な現状分析をしていただくというところでございますので、機能的な部分としても付加もいただきたいと思えます。

さらには、医師確保対策チームについても総合的にというお答えをいただきました。当然、今三重県として10人のスタッフを抱えながらスタートをいただいております。来年度のいつに地域医療支援センターが導入されるのかわからないんですが、1年間で当然医師確保も十分になるわけではございませんので、極論、そのスタッフが何名行ってしまうのかは別にしながらも、県から人材を派遣いただく、そして、医師確保策も含めながら地域医療支援センターの機能を充実していただくというのも大事なかと思えますが、その点についてお考えがございましたらまずお聞かせください。

健康福祉部長（真伏秀樹） 私ども、医師確保対策チームを当初つくりましたときの考え方でございますけれども、当然こういう現在の大変医師が不足

しているという事態に迅速に医師を確保するという部分もあったわけですが、これからたくさん修学資金等を受けていただいている方が卒業していらっしゃると思いますので、その人たちをいかに県内にうまく配置をしていったらいいのか、また、どういう診療科のほうにそういう医師を配置していったらいいのかということをしっかり考えていく必要があるというふうに思っておりますので、まさに今回国のほうから示されてきました、この地域医療支援センターという考え方は将来的に私どももやりたいなと思っていた事業でございますので、ぜひ今のチームを核とする中でしっかり医師確保に向けたいろんな取組を充実させていきたいというふうに思っております。

〔27番 前田剛志議員登壇〕

27番（前田剛志） ありがとうございます。

これからの話でございますので、余り多くを求めても難しい部分もあるかと思えます。とにもかくにも地域医療が本来の機能を果たせるような形へまず持っていくということが大前提であろうかと思えます。ぜひともお願い申し上げたいと思えます。

それと、最後に、ドクターヘリでございますが、これもこれからの取組でございますし、医師確保の見込みについては御答弁いただいたんですが、少し理解しにくいかなというところもございました。くれぐれも地域医療へしわ寄せが行かないような形だけ十分御留意を、御留意をいただくというより、県として医師確保するわけではないですが、県として見守っていただきたいなと思えます。

そして、また、具体的な運用についてはこれから検討が進められる状況でございますが、茨城県のほうがこの7月からドクターヘリの2病院化でスタートされております。電話ではございますが、担当の方に電話をさせていただき、メリット、デメリットを確認させていただいたところです。

茨城県については非常に近いところで、隣り合った町の病院が2病院化で運営をしておるといふ立地的には非常に恵まれておる状況でございました。日曜日から火曜日の間、水曜日から土曜日の間の3日間、4日間の割り振り

の中で運営がされておるといふことでございます。

当然、デメリットとしては施設が二重化してしまう、あるいは引き継ぎの1時間前に違う病院からヘリで飛んでいって態勢を整えなければいけない、そういったデメリットがあるということでございます。

さらには、メリットとしてはやはり1病院での負担が軽減できる。あるいは、ドクターの方が見学に来てもらえるという、そういったメリットもあるということもお聞かせをいただくことができました。

ぜひともこれからの検討に当たって、一度茨城県のそういった実情を、7月から実際運転していただいておりますので、参考にいただきながら、よりよいドクターヘリの運航につなげていただきますことをお願い申し上げ、質問を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 8番 奥野英介議員。

〔8番 奥野英介議員登壇・拍手〕

8番(奥野英介) 自民みらい、伊勢市選出の奥野です。

今日は質問項目が少し多くありますので、部局長のほうで御答弁をお願いしたいと思います。知事には部局長次第で時間がございましたらずっと時間を使っていただいて結構ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

4番バッターといふとなかなか待つ時間が長くて、OBをしないように一生懸命に質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、第1番目の廃棄物対策についてでございます。

廃棄物処理センター、RDF事業の質問に入る前に少しごみゼロプランのほうをお尋ねしたいと思います。

県民しあわせプラン第二次戦略計画では、一つに、ごみゼロ社会実現プランの短期目標が2010年度、平成22年を達成するため、これまでの家庭系ごみの有料化やごみ再資源などのモデル事業に加え、プランに掲げる廃棄物等を活用して市町ごみ処理システムの最適化や事業系ごみの再資源化などを戦略的な取組を選択、実施し、県全域にその成果の普及、二つ目に、市町等が実施する一般廃棄物処理施設の整備、維持管理等に対する技術的支援を行う、

三つ目に、認定リサイクル製品の品質及び安全性を確保することとともに、その性質及び安全性等について広く情報提供を行い、リサイクル製品の利用促進を図るとあります。

平成22年の県政報告書においては、2002年度対比2008年度家庭系ごみ排出削減率は7.4%となっており、目標値に達しております。伊勢広域清掃組合、伊勢市、明和町、玉城町、度会町においても平成17年搬入量は5万7239トン、平成21年は5万5556トンで、削減率は3%と聞いております。分別などの様々な努力の中で減量がされております。

これまで分別などで目標値を達成することができましたが、今後、2015年度中期目標の達成をするためには堆肥化リサイクルなど、これまで以上に努力をされないといけないかと思いますが、具体的にどのように考えているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

〔岡本道和环境森林部理事登壇〕

環境森林部理事（岡本道和） ごみゼロ社会実現プランの目標達成に向けた取組について御答弁申し上げます。

県では、これまでごみゼロ社会実現プランに基づきまして、県内地域ごとの交流会の開催であるとか、あるいは先ほど御説明がございましたように、市町が実施いたします先駆的なモデル事業に対する技術支援等々の取組、支援を行ってきたところでございます。

このような取組によりまして、ごみの排出量、あるいは最終処分量は、既に短期目標であります平成22年度目標を大幅に下回っておるところでございます。がしかし、一方では、資源としての再利用率につきましては、近年停滞傾向にございまして、一層の取組が必要という状況になってございます。

このような状況の中で、今後、ごみゼロ社会実現プランの中期目標の達成に向けてでございますけれども、これにつきましては、家庭の可燃ごみの約4割、これは重量ベースでございますけれども、これを占めます生ごみ等の減量、あるいは資源化、これに取り組んでいく必要があると考えております。

具体的には、生ごみ、あるいは食品残渣等の堆肥化に向けまして、例えば

一般家庭、食品関係事業者などのいわゆる排出者と言われている方々、それから、堆肥化を行うリサイクル業者、それから、その堆肥を利用する農家の方々、それから、その農家の生産物をスーパーなどで売られる小売業者の方々をつないで、一定の地域の中で生ごみ等のリサイクルが完結する、いわゆるリサイクルループ、この構築に向けて市町とともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、ごみの削減と申しますのは、やっぱり住民一人ひとりの意識とそれに基づきます行動が非常に大切であると考えておまして、今後、もったいないという考え方を生かしました普及啓発活動を行いまして、ごみゼロに向けた取組を一層進めてまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

〔 8 番 奥野英介議員登壇 〕

8番（奥野英介） 答弁はいつもそういう答弁になるのはわかるんですけども、市町とともに取り組みますというのが大体そのお答えになるかと思うんですけど、やはりごみ問題というのは市町にとって非常に大きく肩の上に荷物をしょうてございます。そういう面で、財政的にも、いろんな面でも、私も町のほうでしたんですけど、ごみ問題というのは常に問題が出るところでございますので、真剣に市町と取り組んでいって、ごみゼロというのがゼロにならんのかなけど、ゼロを目標にするということなんですけど、本当に限りなくゼロに近くなるように努力をしていただきたいと思います。

それでは、廃棄物処理センターについてお伺いをしたいと思います。

溶融処理事業についてお尋ねします。この事業についてはこれまで多くの議員の方々が質問されました。事業開始前から市町村の立場で少なからずかわってきた者として、事業の打ち切りということのようですので確認をしておきたいと思います。

平成9年ごろ、ごみ焼却に伴うダイオキシンの発生が社会問題とされました。国のダイオキシン規制に係るガイドラインの中で溶融固化等を有効とし、ごみ焼却施設の新設に当たっては、焼却灰、飛灰、溶融固化施設の設置への

指導があり、その後、平成14年末までにダイオキシン対策を完了するように決定づけられました。

一般廃棄物の責任管理は市町村にあること、そして、ごみに対する様々な問題を抱えていることなどを解決するため、廃棄物処理センターの施設整備は、大きな精神的負担を軽くできる絶好のチャンスであったと言えます。市町村の所管である一般廃棄物処理については、県は市町村や事業者の要望などを考慮し、その処理施設を廃棄物処理センター事業として環境保全事業団において整備することとし、平成14年12月、溶融処理施設が稼働しました。

この施設は施設建設費が115億2100万円、そのうち施設建設の一般廃棄物分が85億7900万、産業廃棄物分が29億4300万、そして、用地造成調査費11億2900万、合計126億5000万円と莫大な事業費となっており、その大半が税金であります。

一般ごみの残渣や産業廃棄物など、三つの炉で合わせて日量240トンの処理施設となっており、市町村にとっては単独で整備するより合理的であり、また、廃棄物の抱える問題も相当解決されたかに見えました。当時、民間処理よりもこの施設で処理することのほうが先々の安定的な保障があり、また費用負担も少なく、安心できるものと理解をしておりました。

しかし、計画が出されたときには年間処理量に応じた施設建設費の負担が課せられ、施設建設費の一般廃棄物分85億7900万のうち30億4400万が国庫補助金、市町村等の建設負担金が55億3500万円、長い目で見れば建設負担をしても処理費が1トン2万円余りですから、民間処理するよりも負担が軽くなり、県の旗振りですから信用し、この事業に市町村は参加することとなったわけです。

しかし、間もなく、1トン2万8000円、今は3万5000円と、当初からすると想像のつかない金額となっております。また、燃料高騰の別料金も加算され、参加市町や団体の負担は増しています。

その上、平成16年度までの一般廃棄物処理に係る累積赤字を解消するため、県の一般会計から環境保全事業団へ平成18年度から4年間で20億円の補助金

を交付しております。

そこでお尋ねします。この事業は126億もの投資を行いながら、平成22年度で区切りとなり、わずか7年余りという短い期間で民間移行となるわけですが、一定の役割を果たしたと言えるのか。ダイオキシンの無害化処理の役割も含めて、料金の問題も含め、事業の見通しは甘かったのではなかったのか。今回の結果をどう受けとめているのか、お聞きしたいと思います。

〔岡本道和环境森林部理事登壇〕

環境森林部理事（岡本道和） この溶融処理事業が今回民間移行することになったことにつきまして、これまでの事業の見通しが甘かったのか、それから、成果はどうだったのかというお尋ねでございます。

この溶融処理事業は、廃棄物の焼却に伴いますダイオキシン問題に的確に対応するということで、財団法人の三重県環境保全事業団によります廃棄物処理センター事業として実施したものでございます。

この溶融処理施設の整備によりまして、市町では当時国のダイオキシン対策ガイドラインで求められておりました、個々の焼却施設への灰溶融設備を追加することが不要となった。また、この事業の目的でございましたごみ焼却残渣等に含まれますダイオキシンの無害化、これも進んだ。それから、処理残渣も土木資材として活用されるなどの一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、事業計画の見込みの甘さもございまして、当初から多大な累積赤字が発生をいたしました。これに対して県は財政支援を行い、市町も料金値上げを受け入れたということで、この平成18年の時点ではこの事業の安定的な継続の見込みが立ったところではございましたが、その後、施設の補修費用の増大という新たな課題が明らかになりまして、この廃棄物処理センターの運営協議会で協議を重ねた結果、本年3月の運営協議会の総会におきまして、来年度、平成23年度から民間処理へ移行する方向で合意がなされたところでございます。

この選択は、この事業が計画半ばのものではあるというものの、事業を計

画した当時とは異なりまして、民間による無害化処理施設の整備がかなり進んできておるといふ近年の状況も踏まえまして、市町、事業団、県、この3者によります廃棄物処理センター運営協議会で方向づけがなされたところでございます。

このようなことで、今後、民間移行に進みますけれども、市町の廃棄物処理が今後とも円滑にいくように、県としてもその役割を果たしていくということで、引き続き県はこの事業に関係をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔 8 番 奥野英介議員登壇 〕

8 番（奥野英介） あと残された課題を3点お聞きしたいんですけども、やはり7年半というのがちょっとひっかかるわけですね。126億で、ちょうど私も小俣町の町長をしているときに、下水道の汚泥処理をするのにうまく話であって、やるからあなたのところも参加しなさいよというので、建設費まで負担をさせられるということは想像していなかったんですけど、だけど、町の経営者としたらやはりその処理に困りますから、まあ、お金がかかって仕方がないかということで参加したわけですけど、後で聞くんですけど、そういう面で本当に7年半というのは事業としてそれでよかったのかというのはやはり疑問に残ります。

それじゃ、これも含めてもう3点お伺いします。

事業の期間途中で施設を使わなくなることにより、補助金や市町の起債償還はどうなっていくのか。建物を、建設設備を使われないのに借金だけ払うのは不自然な感じとなります。その対応をどうしていくか。

2点目、次に、民間移行は平成22年8月、運営協議会において平成23年4月から民間処理業者に転換することとされ、処理委託先や費用負担については関係市町の間で合意がなされたのではあります。環境保全事業団で財政負担が大きいと、納得していただいたのではないかと。つまり、これは市町のためではなく、事業団を守るための決定ではないかと。

3点目、今後100%を民間処理で中長期にわたり安心して処理ができるのか。万が一のために行政としてセーフティネットが必要ではないか。

この3点についてお尋ねしたいと思います。

環境森林部理事（岡本道和） 3点のお尋ねでございますが、まず、1点目の施設を使わなくなることに伴います補助金等の扱いについてでございますけれども、この市町の一般廃棄物処理分の施設整備補助金につきましては、この本施設が事業計画の途中で処理を行わなくなるということで、一般的には返還ということになるかと思えます。ただ、この施設は通常のごみの焼却施設に比べまして高温での処理であるということ、それから、また、主として焼却残渣を処理するという事で摩耗が非常に進みやすいという特性を持っておりますので、現在国との協議を進めておりますけれども、その協議の中ではこの特殊性を考慮して、補助金の返還にならないようにということで求めているところでございます。

それから、もう1点、市町が建設負担金の財源として起債を行っております。この起債につきましても繰上償還という問題が生じる可能性があるんですけれども、これにつきましても、今申し上げました施設整備補助金の返還の扱いと連動した形で扱っていただけないかと、国と今現在協議を進めておるところでございます、県としましては市町に対しての一括返還等の一時的な負担増がないように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の民間移行が市町のためになるのかというお尋ねでございますけれども、この民間移行につきましては、先ほども申し上げましたとおり、廃棄物処理センターの運営協議会の中で費用負担等々、いろんな要素の中で合意決定をされたものでございます。この民間移行に伴います市町負担につきましては、現在処理先として検討しております施設につきましては、ごみ焼却残渣の無害化処理物をさらに、例えばセメントの製品原料に使うというようなことも考えておりました、おおむね現在の溶融処理の料金の範囲内で処理ができるであろうと思っております、将来の市町の負担を増加させることはないというふうに考えております。

それから、3点目の民間処理に移行した後の中長期的なセーフティネットといいますが、安定的な処理の継続ができるかというお尋ねでございましたけれども、これにつきまして、現在それぞれの市町におきましては運営協議会において合意されました民間の処理先の枠組み、これに基づきまして当面平成23年度から25年度までの3年間についての処理委託契約、これにつきましてそれぞれ民間の処理業者と個別協議が進められております。

市町の焼却残渣の処理につきましては、さらに先の平成26年度以降の次期契約年度の期間につきましても、安定的な処理が行われる必要がございますので、運営協議会を一定の形で今後とも存続させまして、運営体制の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔8番 奥野英介議員登壇〕

8番（奥野英介） 先日、環境保全事業団のほうへちょっとお邪魔をして、いろいろお話を聞いてきました。理事長はなかなか頭のいい人で、うまくごまかされて帰ってきたような気分でございます。

だけど、やはり納得がいけないのは、起債償還が済んでいないのに機械はとまってしまう。多分中止なのか、あと、また続けるような状態で残しておくのか、それもファジーで定かでないところでございます。そういう面で、運営協議会とお話をしてと言うけど、運営協議会もやはりその方向だったらもう納得せざるを得ないのじゃないかなというふうにも思います。

そういう面で、もうここまで来たで引き下がらないかのかなと思うんですけども、やっぱり一番心配なのは、以後、処理に対して民間処理をずっとこれからやっていく。だけど、そのとき民間が、もうやめたとなったときに、そうしたら、その次どうするのやということになるわけですから、千歩譲ってそこら辺だけはきちっと対応ができるようにやっていただきたいなと、そんなふうに思いますので、環境保全事業団と十分調整しながらひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それじゃ、次に、RDF事業についてお尋ねをします。

RDFとは、家庭などから出た燃えるごみを原料としてつくった燃料、英語で言うんですけど、発音がまずいので、Rはごみ、Dは由来する、Fは燃料の略称で、簡単に言うならば、乾燥したごみを石灰2%程度で固形化されたもので、ごみは2000キロカロリー、RDFは4000キロカロリーの発熱量があるということです。RDFをつくるための施設はごみを燃やす施設ではなく、また、ごみ処理施設でもなく、燃料工場として見ることにあります。

一般廃棄物の所管である市町村にとって、ごみ処理の問題は、今も、以前も、これからも大きな課題と位置しております。ごみ処理に対する財政負担、環境問題等々解決しなければならない、解決しようと思うが、思うままにならないのがごみ問題です。市町村は広域組合や焼却施設をつくらうとすると10年ぐらいかかるのが普通です。迷惑な施設ですから、財政負担、精神的負担は相当なものです。そのようなとき、平成9年ごろダイオキシン問題で困っているとき、RDF事業が進められようとしておりました。

小規模な町村の施設では、RDFがダイオキシンなどの基準を満たすこと、環境に優しいとなれば、当然のように参加することになります。ごみ固形燃料製造利用システムは、人口の少ない市町村において発生するごみを安全、確実に処理するとともに、小規模施設では実現できない熱回収を可能にするという特色があります。

しかしながら、ここで注意しなければならないのは、このシステムの第一義的役割は廃棄物の安全、確実な処理にあり、熱回収はこれに続き、第二義的な役割であることであります。

このごみ処理の革命についていけば、市町村の精神的負担は軽くなると判断するのは当然の成り行きであると考えます。しかし、研究不足なのか、技術的ミスなのか、危機管理のなさなのか、重要な点に最大のミスがあったため、15年8月、とうとい2人の命を奪ってしまいました。

私は、ごみが化石燃料に近いものとなって、RDF焼却発電施設で焼却し、発電したこの電気を売って、収入を得て運営するという夢のような話を信用することができませんでした。伊勢広域清掃組合においても議論がなされま

したが、見送ることができ、結果的によい判断であったと思っております。

施設整備着手のときは無料、事業の始まる前、14年6月のときには1トン3790円、18年、19年は5058円、19年2月には適正な料金は1トン9420円であるから、市町が払うなら県はモデル事業の28年まで事業をしてあげます。29年以降は撤退するので、あとはそれぞれ考えてください。RDF事業は目立ちたがり屋のだれかが環境先進県を宣伝し、県が自ら市町の領域に踏み込んでおいて、甘い話で乗せられてからたび重なる料金値上げを求め、最後には一般廃棄物はもともと市町のことだから県だけ撤退としか見えません。

この事業は県にとって財政的にこれまで将来的負担を負い、また、市町の信頼関係も損ねたと思います。市町も費用負担のたび重なる増加と財政への圧迫を招き、住民への信頼感を損なう結果となってしまいました。

そこでお尋ねしたいんですけども、2003年12月に『日経エコロジー』という本が出ているんですけど、そここのところを書いてあるのが、御殿場市の市長がRDFについて「多額の費用をかけたRDFセンターは、いわばごみを加工してごみをつくり出す欠陥施設だった」と書いてあります。また、2004年3月の『日経エコロジー』にも、「ダイオキシンの発生拠点を減らすというにしきの御旗に目を奪われて、客観的な情報収集を怠り、合理的な判断ができなかった」という構図ができていたとあります。

そこでお尋ねをします。市町の信頼を大きく損ねたこととなったたび重なる料金値上げ、そして、住民を不安に陥れた爆発事故、すべて事業計画のずさんさと運転管理上の危機管理の欠如などによると思われますが、県はこうした事業の失敗をどうとらえているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

〔高杉晴文企業庁長登壇〕

企業庁長（高杉晴文） それでは、RDFの収支見通し等がずさんではなかったかと、こういう御質問にお答え申し上げます。

RDF焼却発電事業の財政負担の将来見通しにつきましては、この事業を開始前に発電市場の自由化を目的といたしました電気事業法が改正されまし

て、売電単価制度が見直されたことに伴い、県が当初見込んでおりました売電単価よりも安い価格となったことや、また、ダイオキシン対策が強化されたということに伴いまして灰処理費の増加などの事業環境の変化がございました。このため、収支が赤字になると、こういう見込みになりましたので、平成14年の運用開始当初から製造団体に御理解をいただきまして、搬入量に応じた処理料金を負担していただくと、こういうことになった次第でございます。こうした点で事業の見通しが甘かったと言わざるを得ない面があるというふうに私も認識しているところでございます。

また、平成15年8月の貯蔵槽爆発事故につきましてはお二人の方が亡くなられるなど、施設管理者といたしまして、安全上非常に重大な事故でございまして、また、県民の方々の信頼を損ねたということで非常に重く受けとめているところでございます。事故が発生いたしました8月19日は毎年発電所の安全記念碑の前で亡くなられましたお二人の方々の御冥福をお祈りするとともに、二度と事故を起こさないといったことをお誓い申し上げているところでございます。

事故の原因等につきましては、現在訴訟で争っているところでございますが、二度と事故を起こすようなことがあってはならないということですので、事故後、危機管理マニュアル等を見直しまして、また、職員の教育訓練も継続的に行うなど、事故の教訓と反省を風化させることなく、安全を最優先いたしました運転の実績を一つ一つ積み重ねているところでございまして、今後ともこうした取組を不断の努力で行っていききたいと、このように思っておりますので、どうか御理解よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔8番 奥野英介議員登壇〕

8番（奥野英介） 企業庁長はよく上から目線で物事を言う場合がありますので、できるだけ下から目線で物を言うと大分イメージが変わりますので、この前も私が何かのときに言ったと思うんですけど、それをちょっと、今日は比較的よかったんじゃないかな。

二つ目に、それじゃ、環境森林部長ですか、理事ですか、これ以上市町に負担をかけないためにも、残り事業期間の少ない中、今後の対応に苦慮する市町に対して県はどのような対応をしようと考えているのか、県内の他市町の処理体制のあいた容量を活用するなど、より広域で調整するような働きかけができないでしょうか。

28年で終わって、聞くところによると32年まで延長するということ聞いていますけど、平成22年、23年で28年までにこれが終わってしまうと、5年ぐらいで今RDF事業をやっているところが次の処理体制、焼却とかいろんな形を考えなきゃいかん。それができるのか。絶対にできないと思います。そういう意味で、やはり大きな市町村の広域組合があれば、何とかそこへ入れられるように、ごみ処理できるかとか、いろんなことを考えていかないと、ただ単にRDF事業はやめですよ、あとは一般廃棄物は市町のことでですから勝手に考えてください、それはないと思います。だから、そういう意味で、やはり知事は前から市町と県とはパートナーシップであると言っているわけですから、これから焼却、ごみの処理についてRDFをやめるのならきちっとその体制を整えていくべきではないかと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

環境森林部理事（岡本道和） 29年度以降のRDF焼却発電事業につきましては、今年8月にRDF運営協議会の理事会を開催いたしまして、今のお話にもございましたように、平成32年度まで、今後10年間ぐらいになりますけれども、継続するということが確認されたところでございます。

この確認を受けまして、今後10年間におきましてそれぞれの市町では新たなごみ処理方式というものが検討、選択されることとなると思いますけれども、その方向といたしましては、例えば広域合併後の市町におきますごみ処理施設の再編であるとか、あるいは地域単位での現在よりももう少しより広域的な処理体制、事務組合等も含めてですけれども、そのようなそれぞれの市町に応じた、状況に応じた検討、選択というのが行われていくんだろうと思われま。

県としましては、この平成33年度以降、適切なごみ処理体制が構築されると、これが何よりも必要と考えておりますので、それぞれの市町が新たな処理方式の検討を行うに当たりましては、市町間の調整、あるいは技術的支援という面で県としての役割を十分に果たしてまいりたいというふうに考えております。

〔 8 番 奥野英介議員登壇 〕

8番（奥野英介） やはりごみというのは、初めに申しましたように、非常に市町にとって本当に大変な仕事というのか、行政のかなりの部分でウエートを占めていますので、県ももう一般廃棄物は市町だよということにならずに、ごみゼロ社会実現プランというのがあるわけですから、一緒にごみの問題はともに考えていくように、ひとつそこら辺、よろしくお願いをしたいと思えます。

時間がありませんのでスピードアップをします。

次、市町村合併についてでございます。

平成17年ごろを前後に、平成の大合併は県内において15年12月いなべ市に始まり、18年1月の津市、多気町、紀宝町、大台町まで16合併市町数で69市町村が29市町となり、5年になろうとしております。

政策部から20年12月に「市町村合併後の状況～現時点で把握される事項について～」という薄い冊子が出されております。合併の効果や合併後の課題、懸案と考えている事項について調査を行い、それを整理しております。今後の対応の項目の中で、市町が抱える合併後の課題について情報共有を行い、県と市町の協議、検討を行う場を持ちながら、引き続き課題の解決に向けた検討を行っていきます。また、合併市町に必要な助言、支援等を行うとともに、中期的な合併の効果の検証に努めていきます。そして、結びに、住民意識の高まりを生かし、合併による優遇措置期間終了後を見据えたまちづくりを考えていく上で有効な取組となり、また、新たな合併の効果があらわれてくることを期待していくとあります。

市町村合併が推進されたときに、国や県はバラ色の自治体になると合併を

あおるといふか、自主的な合併とは言いがたく、半強制と言うと言い過ぎなのかも知れませんが、せざるを得なかった。合併は、前も言いましたけど、するも地獄、残るも地獄だから、合併はしなければならない。しかし、本当にそうであったのか。間違っていなかったのか。残ることがベターであったのではないかと疑問を感じます。私自身は今もこれからも合併はしなければならないと信じてはおりますが、合併をした町、しなかった町も、次世代の子どもたちに住んでいてよかったと思える町にしなければならないはずで。

20年8月、市町に文書照会で合併後の状況が十分把握できたとは思えません。県として義務的な責任を果たすための調査ではなかったかと思われる。

これはもう答えは結構ですので、要望をさせていただきます。政策部、答えが長そうなので、時間がちょっとありませんので。

いま一度、市町とともに真剣に合併の検証を行ってください。合併市町の住民の声、アンケート調査を聞き、メリット、デメリットを判断し、よりよい方向へ導いてください。

合併特例債は、合併市町村の融和と利便性などが主な目的であると思います。有効に使われていると思いますが、財政的に圧迫をしているのではないかと、そういう部分もあるんじゃないかと思えます。そういう面で市町と協議をし、財政圧迫をしないようにパートナーシップを大事にやっていただきたいと思えます。

次の機会に、また来年県議会議員として来たらまた改めて合併には御質問をさせていただきます。

続いて、伊勢二見鳥羽ラインの無料化についてでございます。

この質問は、中川正美議員、中村進一議員、中村勝議員が質問も要望もされました。

伊勢二見鳥羽有料道路は延長3.7キロ、事業費50億円、使用開始、平成6年4月17日、料金は200円、料金徴収期間は平成36年4月16日までの30年間となっておりますのでございます。

今年の6月から、伊勢自動車道の無料化社会実験が行われております。交通量は社会実験実施前のおおむね5割増しとなっている一方で、休日の夕方には伊勢道の勢和多気ジャンクションや松阪インター付近では渋滞が発生をしています。伊勢自動車道に接続する伊勢二見鳥羽ラインの交通量は、無料化社会実験開始前より1割ないし2割増加していると聞いております。

伊勢自動車道で無料化社会実験が行われていることもあり、地元からは伊勢二見鳥羽ラインの早期の無料化を要望する声が多くあります。今後、式年遷宮に向けて伊勢志摩地域への来訪者が増加していく中で、伊勢志摩方面の観光振興や地域振興のためにも、第二伊勢道路も25年には開通もされます。差し当たって式年遷宮までの時限で伊勢二見鳥羽ラインの無料化を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 伊勢二見鳥羽ラインの無料化の検討ということでお答えさせていただきます。

平成25年の神宮式年遷宮を目指しまして整備を進めております第二伊勢道路の供用に合わせて、伊勢二見鳥羽ラインの無料化を実施するには幾つかの検討課題があると認識しております。

中でも建設財源借入金の償還問題がございます。現在その償還には通行料金収入を充てておりますが、式年遷宮前年の平成24年度末におきまして30億円を超える未償還額が残る見込みということであり、無料化にはその償還金に充てる財源を確保することが必要となります。

伊勢二見鳥羽ラインの無料化につきましては、高速道路無料化社会実験の動向も踏まえまして、昨今の厳しい財政状況から未償還金に充てる財源をどう確保するのかという課題もございます。

また、伊勢志摩地域の道路ネットワーク整備の全体をどうあるべきかということも踏まえまして、第二伊勢道路が整備される神宮式年遷宮に向けた検討課題であると認識しております。

以上でございます。

〔 8 番 奥野英介議員登壇 〕

8 番（奥野英介） ありがとうございます。

1 年間で 3 億円ぐらいの収入があるというので、それを聞いてちょっとびっくりしてしもうてもうやめておこうかなと思ったんですけども、やはり市民の要望が多くあるので、伊勢庁舎でも失敗すると 4 億ぐらいかかっていくんやで、これぐらいはちょっと我慢してやってほしいなというのは思いでございますので、伊勢庁舎のほうはオーケーしますので、こちらのほうもちょっと考えていただきたいな。それとこれとは別じゃないかとおっしゃられますけど、お金は一緒でございますけど、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それじゃ、国民健康保険の広域化についてお尋ねをしたいと思います。

今日の日経新聞で「国保 都道府県が運営」というのを読んでいると、2018 年、随分先の話になっていくような感じです。先日の中日新聞でも、伊勢新聞にも載っていたんですけども、三重県は前向きじゃない、後ろ向きとは書いていないんですけど、非常に後ろ向きであるのではないか。部長、そうですね。そういうことのようにございます。

やはり去年も国保については御質問をさせていただいたんですけど、結構三重県内でも自治体の保険者が市町ですから、財政的とかいろんな面で差がある。これはやっぱり差をなくさないかん。できるだけ限りなく三重県に住んでいる県民は、国民健康保険を払うのは差を少なくしようというのが、やっぱり何回も言うようですけど、県と市町のパートナーシップであるのではないか。だけど、少なく払っている市町には不満も出るかもわかりませんが、そこは大きく目を見開いていただいて、県内同じような形を持っていく。

県がなぜ後ろ向きであるかということ、県がそこへかかってくるとまた金が要するというのが多分そうだと思うんですよ。そこへまた社会保障費が九十何兆円もある中で、またまたこういうことまでやっていくと県も財政が大変やで、何とかこれは市町のほうでやってくれというのが県の思いじゃないかと思えますけど、これはやっぱり県もかかわって、でき得る限り早く、大阪

府、京都府はどうも前向きのほうでございます。そういう面で三重県も県内かなり、国保の広域化支持56%と、こう書いてあります。県は賛成が少ない、県はかかわりたくないというのが県の思いでございますので、ひとつ県として2018年が厚労省のほうの考えみたいですが、そういう用意をしていただきたい、していただけないでしょうか、していくべきではないかと思えますけど、いかがでしょうか。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 国民健康保険の広域化についてお答えを申し上げます。

御指摘ございましたように、市町といえますか、市町村の国民健康保険につきましても、財政の運営が大変不安定になりやすい、小さなといえますか、小規模な保険者が多いということ、それとまた、市町村間での保険料の格差というのが大変大きいということは全国的な形でこれは問題になっておるところでございます。

こうした課題に対応いたしますために、今年の5月でございますけれども、国民健康保険法が改正されまして、都道府県が国保の広域化や財政安定化を推進するために市町村を支援するというところで、広域化等の支援方針を定めるということになったわけでございます。

これを受けまして、県におきましても、三重県国民健康保険広域化等支援方針というものをこの12月にできれば策定をいたしたいということで、今現在作業を進めているところでございます。

この支援方針の中には、国保の県単位化でございますけれども、それに向けまして市町の国保の状況も踏まえまして事業運営の広域化、それから、財政運営の広域化、それと、県内の標準設定として標準的な保険料の算定等、その辺のところを内容としては盛り込んでいきたいなというふうに思っております。

県といたしましても、この広域化等の支援方針に基づく取組を着実に進めることによりまして、国民健康保険運営の広域化、それから、財政の安定化

に努めていきたいというふうに考えております。

ただ、国民健康保険そのものは、大きな課題といたしまして広域化するだけでは解決できない問題もたくさんございますので、医療保険制度全体について国におけます財源確保でございますとか、持続的な制度としての運営ができますように、国に対してもきちっとした対応のほうを求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔 8 番 奥野英介議員登壇 〕

8 番（奥野英介） ありがとうございます。

後期高齢者医療制度が25年から75歳以上といったかな、国保のほうへ入ってくるというと、また保険のほうがいびつになってくるわけですよね。非常にまた難しくなってくるということで、そういうことも含めながらやはり国民健康保険のほうも考えていくのがいいのではないかと。だけど、社会保険をかけている人とのバランスというのがありますし、そこへ町費や県費が入っていくというと社会保険をかけている人に差別化されて、二重投資みたいな感じになりますので、非常に難しいかと思うんですけど、やはり国民健康保険へ入っている方がこのごろ50%を超えているんじゃないかなと思うんですけど、その辺も考えながら後期高齢者医療制度も含めて国民健康保険の広域化というのを考えていただきたいなと、そんなふうに思いますので、よろしく積み上げしながら考えていただきたいと思います。

それでは、知事のほうに最後お尋ねをしたいと思います。ちょうどいい時間です。

知事と本会議の場で議論できるのも最後となりました。9月会議では野呂知事らしさがありませんでした。しかし、2期8年と決められた30日の答弁ではそのらしさも戻ったような気がしました。かっかすると右手をポケットに突っ込み答弁するのもまた戻るのかな、少しの間ですけれども。

180万県民の首長は本当に大変な仕事だと思います。私も小さな町ではありますが、首長を3期11年務めました。近々で今でも御存じかと思えますけれ

ども、水道代が旧小俣町だけ値上げで、他の3市町は値下げで、今なおまだつらい思いをするときもあります。

さて、野呂県政の1期4年間は北川県政の後始末に追われたと言っても過言ではないでしょう。北川県政が新しい廃棄物処理施設として市町村も巻き込む強引な、先ほども話しました、進めたRDF、残念なことに、野呂県政のスタートをRDF発電所の爆発事故が迎えることになってしまいました。その後も環境保全事業団や農林水産支援センターなどの経営悪化、サイバーウェイブジャパンや三重ビジターズ推進機構の問題など、様々な北川県政の負の遺産の対応に追われました。

2期目は野呂カラーも徐々に出し、過去何度も議論になっては消えていった新博物館の整備も子どもたちに対する未来への投資として掲げ、文化力を生かした持続する地域づくりにつなげていく「美し国おこし・三重」の取組もスタートされました。大きな課題となっている県立病院改革も真摯に取り組んでいると思います。いろんな批判もございますが。

野呂知事は、北川知事に比べ、大きなパフォーマンスをすることもしませんでした。すれば格好悪いかもわかりませんが、できないのが知事らしいところかもしれません。議長が昨日の記者会見で華がなかったということを言われておる。私もそう思いますけれども、知事の場合は華よりも酒がもしれません。しかし、もう少し明るくアピールしてもよかったのかなという気がしないでもありません。

私の今日の質問は、RDF、市町村合併、そして、また、三重の舞台づくりなど、2期8年の思いを9分ありますからまとめて御答弁をお願いしたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 高校時代からの友人であります奥野議員、何度か深い友情を感じてきましたが、今日はまたそういう意味で私の2期8年を振り返った印象の発言の機会をいただいたんだと思います。ありがとうございます。

それで、特にどういうことを言われるのかわからなかったものですから、

少し前にまとめましたペーパーを参考にしながら少し振り返ってみたいと思います。

私は、知事になりましたときにまず県政というものはどういうものなのか、一口で言えば、私は三重県政は県民の人生の舞台づくりであると。人生の舞台づくりであるからこそ、これは県民の皆さんが舞う舞台でありますから、県民が主役であり、そして、その舞台づくりについては県民の皆さんに自分の舞台がどうあるべきなのか一緒に考えてもらいたいし、そして、できれば一緒に参画してほしい。

一緒に考えてほしいということになれば、これは当然情報公開なり情報提供をしっかりと、県議会だけではなくて、県民の皆さんにも一緒に考えていただけるように公開していくというのが当然だ。そして、そのためには役所と県民のお茶の間というのは随分落差があるような言われ方をしますから、そういう意味では私たちはもっと県民に対して感性を磨いていかなきゃいかん。そういうところから私の県政というのはスタートさせたところでありませぬ。

したがって、県民との本音でトーク、これは98回やらせていただきました。それから、トーク・イン・キャンパスという、大学や高等専門学校へ行かまして県政のことを語ったり、あるいは立命館からは依頼を受けて学生の皆さんにもしゃべってまいりました。これがすべてで大体二十七、八回であったと思います。

それから、当然、市町村長との関係というのは、御指摘ありましたけれども、少し県との関係が険悪なところが感じられました。そういう意味では、私自身はこの8年間、膝づめミーティングという形で市町村長の皆さんとともにこの舞台づくりについての意識を共有する、そして、一緒にできるものは協働してやっていきたい、そんなことでやってきたところでございます。私はそういったことを進めながら、自分としては精いっぱい、最大限そういった努力ができたのかなと、こう思います。

それから、県政運営、具体的にどうやってやっていくかということについ

では、これは私は北川さんと一緒に経営品質向上活動、私が松阪市長のときに一緒に始めたことがございます。顧客とか、ああいう独特の言葉というのは好きじゃありませんけれども、私自身は一体だれのための県政なのか、何のための県政なのか、常にそれを考えると職員にも言ってまいりました。そして、そのことをやりながら、マネジメントシステムとしては、やはり北川さんの余りにも効率性等を強調し過ぎた県政よりも、むしろ何か県民に不信を持たれるようなリスクマネジメント、危機管理、こういったものがしっかりなければ、どんなにプラン・ドゥー・シーがうまく回っても県政への信頼が得られない。そういうことで、これは職員とも1年目、平成15年は少し議論をしながら、マネジメントシステムについてはプラン・ドゥー・シーも含めてもっと体系的な三重行政経営体系というのをつくり、16年からしてきておるところです。

そして、感性という言葉はその後文化力という言葉にも発展しながら、新しい時代の公、文化力による政策の推進をやってまいりましたし、それから、いろんな事件、知事が逮捕されたり、この三重県議会の議長経験者が逮捕されたり、いろんなことがありました。当初から口きき禁止、これは悪質な口きき禁止、チャンスがあればやりたいと平成15年から事務当局に指示をしておりましたが、なかなかそのチャンスを得られない中でああいう事件が発生したときにチャンス到来ということで、口ききについては悪質な口ききを防止するというのを早速やったところ です。

御指摘ありましたように、かなり負の遺産というようなこともありました。ずっと昔からの田川県政のころからの積みも積もった負の遺産もあれば、少し先端的なものを取り入れようということで、少し間違ってしまった部分もあったかもしれませんね。

ただ、負の遺産について一番印象的なのは、やはり私自身、相当産業廃棄物の不法投棄があるのではないかと、県当局に調査を命じまして、そして、出てきたのがあの全国最大規模の大矢知の事案でありました。長い時間がかかるもので、ようやく大矢知の住民の皆さんに県のほうがおわびを申し上げ、

そして、新たなステップに今踏み出そうという状況にやっと来たというところでございます。そういう意味では、負の遺産についても避けることなく私は取り組んできたところでございます。

あとは新しいいろんな取組、手がけようといいたしました。特に東紀州問題については県議会の皆さんの御理解もいただきながら、平成18年からは東紀州対策局を設けることができました。そして、県民局を廃止すると同時に、より県と市町との役割分担をしながら取組を進めたところであります。

少人数教育の推進、そして、平成20年にはこども局の設置、こういったことも取り組めたことを大変うれしく思っています。

北川さんのときから3バレー構想という産業政策を進めてまいりました。四つのバレー構想のうち、一つについてはこれは完全に見込みがないということですぐに廃止することにしましたが、残りについては、その後、知識集約型産業政策を進めるということによってやってまいりました。今経済は大変ですけれども、そうする中で平成21年には人口当たりの製造品出荷額は日本一になったというようなところは、若干北川さんからずっと続いた産業政策の成果ではないか、こう思っております。

あと、世界新体操選手権大会もRDFの爆発事故の後、何か明るい話題をと思って取り組んだことでありましたが、実現までに6年以上かかりました。なかなか大変だなと思います。

そういう意味では、最後の2期目は、就任しましたときから県立博物館、これをやるということが自らの公約でもありましたし、それから、病院改革、これは1期目のときに県議会の皆さんから宿題として引き続き提起をされたものでございました。私に残された5カ月足らずの期間であります。これらについてももしっかりやっていきたいと、こう思っております。

なお、「美し国おこし・三重」、これはきずなづくりであり、地域づくりでございます。県議会のほうでこのプランを議決してしまったところであります。来年度の予算のときに議長からはなるべくそういうのは外せということですが、議会の議決というものは、条例で議決されたものはこれほ

ど強いものはありませんから、私としては議長の発言については若干疑問に感じたところでございます。

以上、時間がございませんが、私としては精いっぱいやらせていただくことができた。これは県議会の皆さん、そして、御理解、御支援いただいた県民の皆さん、そして、それをしっかり支えていただきました県職員の皆さんのおかげでございますので、改めて心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

〔 8 番 奥野英介議員登壇 〕

8 番(奥野英介) もう時間が来ておりますので、あと、4カ月、5カ月間、精いっぱい県民のために頑張って、明るい顔でやっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 本日の質問に対し関連質問の通告が2件あります。

水谷隆議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。19番 末松則子議員。

〔 19 番 末松則子議員登壇 〕

19番(末松則子) ただいまは、知事と奥野議員の大変すばらしい友情の一場面を見せていただきまして、議場も最大限の配慮をしていたような気がいたしました。この余韻に浸っているほうが本当はいいのではないかなと思っておりますが、関連質問をさせていただくお時間を少々お許しいただきたいというふうに思います。

水谷隆議員の障がい者雇用についての質問につきまして、関連質問をさせていただきます。と思います。

ゴールド人材センターの事業についての取組状況と成果について少しお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

ゴールド人材センターは平成18年12月にオープンをされまして、ちょうどこの12月で4年目になるかというふうに思います。ゴールド人材センターは、働く意思があっても障がいのため一般就労が困難な障がい者の方たちのために、本人の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を提供することによ

り、障がい者の自立と社会参加を支援するところであります。また、新たな職場について開拓をしていくというような目的で障がい者人材センター、ゴールド人材センター事業が推進されていると思います。

この質問は私も平成19年12月3日、ちょうど3年前に、そのときは1年目ということでその成果と状況をお聞かせ願ったところでございますが、そのときは登録者が118名というようなことで、登録者につきましてはだんだん上回ってきている。かなりの人数で登録をしてきていただいているというようなことでしたが、ただ、仕事とのマッチングが余りうまくいかないというような課題であったりとか、除草作業であったり、清掃作業、あとは建築の手伝い、そういったような作業のほうから、もう少し幅が広い作業、仕事というようなものも必要であるというようなことを考えていますと、当時の向井健康福祉部長に御答弁をいただいたというふうに思っております。

賃金が大変低いといった課題もあるということでございましたが、そのときはまだまだ認知度が低いというふうなこともありましたけれども、さすかにもう4年目になっております。認知度が低いということだけでは片づけられないというふうに思っておりますが、今の状況をできればよい方向性を期待しておりますのでお聞かせいただけたらというふうに思います。

健康福祉部長（真伏秀樹） ゴールド人材センターみえ、愛称でございますが、正式には障がい者人材センターということでございますけれども、一般就労が困難な障がい者の方のために、本人の希望に応じて、基本的には臨時的かつ短期的な就業の機会を提供するというで設置をさせていただいているところでございます。

昨年度でございますけれども、二つの事業所にこの事業を委託いたしております、293人の方の障がい者の登録をいただいております。また、官公庁ですとか民間企業、それから、地域の住民の方々から合わせまして約50件、金額にいたしまして約1000万の仕事を受注しておる状況でございます。

仕事への派遣の実人員といたしましては115人、延べでいきますと389人/日というような形になるんですけれども、そういう形の派遣をいたしております

して、また、この事業を実施する中で3人の方が一般就労にもつながっているという状況でございます。

一応そういう形で事業の一定の成果というのは、マッチング等を含めて、事業成果はあったのかなというふうに思っておるわけでございますけれども、一方で、もともと仕事の内容というのがどうしても臨時的かつ短期的であるという部分もあって、なかなか登録者もそんなに増えてもおりませんし、それから、企業等からの発注のほうも少し減少傾向にあるという状況になっております。

このため、検討をいたしておるんですけれども、これまでの臨時的、短期的な仕事のマッチングという部分ではなしに、もう少し、本当に就労といえますか、一般就労につながるような形での仕事の受注ができないかなというふうに考えておまして、官公庁ですとか、それから、民間企業等からの仕事を一括して受注をするといえますか、受注してその業務を障がい者を雇用していただける企業に適正に配分していくというか、配置をしていくといえますか、そういう形の共同受注の窓口というのを設置したいなというふうに思っておまして、国のほうからの委託金といえますか、10分の10のお金を現在いただいております、その枠組みの調査、検討を今させていただいております。

一方で、障がい者の方をしっかりと雇用していただける企業そのものの育成でございますとか、そういう企業の方をどれだけたくさん登録しながらやっていけるのかなという部分もございますので、こういう共同窓口の設置との部分ともしっかりと連携しまして、そうした企業の登録といえますか、その枠組みの中へしっかりと入っていただく、そういうことについても検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

19番（末松則子） ありがとうございます。

登録者数はやはり少しずつ伸びているのかなというふうな御答弁でござい

ましたし、3人の方が一般就労につながったということでございますけれども、4年やってあって3人というのは非常に寂しいなというふうな気がいたしておりますし、そろそろ事業の仕組みというか、中身というものもやはりもう少し考えていただくというようなことの中で、共同受注の窓口の設置というようなことも検討していただくというような御答弁をいただきました。

すばらしい事業だとは思いますが、やっぱり成果を上げていただいて、少しでも障がい者の雇用率ワーストワンというような汚名を返上していただくためには、ぜひとも部局横断的に、このゴールド人材センターももう少し有意義な形で活用していただく時期に来たのかなというふうに思っておりますので、受注業務の拡大であったりとかという、そのことも図るとともに、仕組みの改善ということでできればもう少し検討を続けていただけて、成果を上げていただけるような形にしていきたいというふうに思います。

水谷議員の質問の中で、鈴鹿市の福祉工場のお話を御紹介いただきました。私も竣工式にお伺いをさせていただきまして、今非常に雇用が低いというか、中小企業がなかなか頑張れない時代にその工場は14人の障がい者の方を新しく雇用していただきました。非常に元気よくごあいさつをしていただいて、本当にうれしそうに、楽しそうにお仕事をさせていただいておりました。空き缶と、それから、ペットボトルというようなものをリサイクルして再資源化にするというようなことで、その14人の子どもさんたちというか、特別支援学校のほうからも就職に結びつけていただいたということで、その14人の従業員の皆さんたちが非常に頑張っておられます。そういうようなことで、中小企業もいろいろな分野で農業であったり、リサイクルであったり、循環型社会を目指してというようなことで頑張っておりますので、しっかりとまた県のほうでもそういう支援をしていただきたいと思います。

一つ宣伝させていただきますと、スズカップリサイクル工場といいます。鈴鹿にある缶とペットボトルを鈴鹿に引っかけて、スズカップというようなネーミングをつけたということでございまして、また機会がありましたらそ

ちらのほうにも皆さん足を運んで、視察でもしていただければというふうに思います。ありがとうございました。（拍手）

副議長（森本繁史） 次に、前田剛志議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。17番 北川裕之議員。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） 関連質問のお時間をちょうだいいたしました。恐縮でございます。

朝から稲垣議員が、中部圏広域連合についてお話をされました。私も関西広域連合支持派として関連質問をと思ったんですが、先ほどからの知事と奥野議員の深い友情のお話、聞かせていただきながら、もう少し稲垣さんとお話をさせてもらったほうがいいのかなというふうに思い、前田議員の地域医療再生に向けてに関連して質問をさせていただきます。

内容については、伊賀の地域医療については先般も一般質問をさせていただいたわけでございますけれども、傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準、いわゆる搬送基準について、緊急メッセージの際に同時に発表いただきました。

地域で準備ができ次第、対応の準備ができたところから早期に実施をしていきたい、こういうことでお話を聞かせていただいていたわけですが、新聞記事で恐縮ですが、今朝の中日新聞のほうで、この運用について伊賀地域の中での協議の検討会において、医師不足が深刻な伊賀地域ではなかなかこれは実施不可能ではないかというふうな御意見が出たという記事がありました。

そもそも搬送基準の設定については、医師不足が大変深刻なこの三重県において十分に機能するのか、絵にかいたもちにならないのかという懸念は当初から言われていたわけですし、また、逆にこれを定めることによって受け入れ拒否が逆にしやすくなってしまうんじゃないかと、そんな懸念もあつたり、いろんな意見が、懸念が出されていたわけですが、そういう懸念もできるだけ払拭していくために、医療関係者はもとより、また、地域の現

場のいろんな方にも入っていただいてこの搬送基準の議論を積み上げてきたというふうに私自身は理解をさせていただいているんですけども、今朝の記事のような内容を聞かせていただくと、そのあたりが果たして十分だったのだろうか、あるいはまたどういうことが課題になっているのか、私自身もまだ報告をいただいている件でございますので、もしこの機会に聞かせていただけるならば、どういう状況、あるいは、また、その対処方法についてお考えがございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

健康福祉部長（真伏秀樹） この9月に策定をいたしました、傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準でございますけれども、重症の患者につきまして、現状の医療資源を前提にいたしまして、消防機関と医療機関との連携を強化して、より適切な搬送体制を構築すると。そのための基準として定めたものでございます。

当然この実施基準を運用することによりまして、具体的には傷病ごとの搬送先の医療機関リストを用いることによりまして、従来よりも迅速かつ適切な救急搬送、受け入れが可能になるということ、それと、救急隊員及び医療従事者が統一した判断基準によりまして、患者の重症度を適切に判断することが可能になるということ、それと、受け入れ医療機関が速やかに決まらなかった場合に受入先を確保するための基準も定めておりますので、これによって受け入れ医療機関の選定困難事案が減少するということを期待しておたわけでございます。

今は、御承知のように、伊賀地域におきましては県内でも人口当たりの医師数が大変少なく、各病院ではその医師不足の深刻さが大変前にも増して深刻になってきておりますので、8月には上野総合市民病院、それから、名張市立病院、岡波総合病院によります二次救急の輪番制に空白日が生じたというようなこともあったわけでございます。

このような伊賀地域の医療の厳しい状況というのは、私どもも大変その辺はよく理解しておりますので、今現在各地域でいろいろお願いしておりますのは、その搬送基準というのはあくまで県全体といいますが、1本で決めら

れたわけでございますので、それを各地域の医療資源というのを前提に
いただいて、その地域の救急医療体制をどのように具体的に維持をしてい
かというあたり、そこをしっかりと検討していただきたい。そのために今各
地域のメディカルコントロール部会のほうで消防機関ですとか、医療機関と
か、行政も入ってその辺の細かい運用基準といいますが、その辺をしっかりと
ついていたどうかという形でそれぞれ各部会を各地域で開かせていただい
ておるわけでございます。

伊賀のお話でしたけど、私も当日出ておりませんでしたもので報告程度
しか聞いておりませんが、地域の医療の状況から見て、搬送を私らが示
しました県全体ルールどおりにやることについては、大変困難なことがある
だろうという話については、私どもも一定承知はいたしておりますけれども、
その中で各地域がどういう形であの搬送ルールをもとにしながら、各地域
ごとに一番ベストの方法として搬送ルールをどうやって運用していくんだと
いうあたりを決めていただくのが、今回のメディカルコントロール部会の本来
の役割だったのかなというふうに思っております。

そういう意味で、事務局を担当いたしました私どものほうの説明の仕方
も十分じゃなかったかもしれませんし、もう少ししっかりした説明をする
べきだったかというふうに思っておりますし、そういう意味で引き続きこの
地域の実情をしっかりと踏まえていただいて、地域に合った形での搬送
ルールをしっかりと御議論いただきたい。その上で早期に実践をしてい
ただくような形の体制に持って行っていただければというふうに思
っております。

そもそもこの要因というのは伊賀地域の医師不足というのがもう根本
にあるわけでございますので、今現在、地域医療再生計画の中で寄附講座
等の設置等も考えておりまして、そこでの医師確保というのも今検討
いたしておりますし、それから、パディ・ホスピタルという形で中核病
院に対しましては医師派遣等についてもいろいろ要請もさせていただ
いておるところでございます。

さらに、私ども、医師確保対策チームを動かしておりますので、そこ
での

医師確保によりまして、一日も早くこういう伊賀地域の医師不足というのが少しでも改善できるように働きかけたいと思っておりますので、こういうことも合わせて早急にこの体制がしっかりとできますように調整してまいりたいと思っております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） 部長がおっしゃっていただくとおりのお話で、いろんな御意見が出たんだろうと思いますけれども、やはりそのベースの部分は医師不足で、二次医療、あるいは二次の救急医療を含めて、大変伊賀が厳しい状況だという中で、関係者の中でやっぱりフラストレーションがたまっていると。こんな搬送基準どころやないぞという思いがベースにあるのかなと。

そういう意味では、議論はいろいろと尽くしていただかなきゃなりませんけれども、しかし、あわせて、やはり根本的な部分で医師確保対策というのを少しでも前に進めていただかないと、このお話はなかなか前に進んでいかないのかなというふうに個人的には感じさせていただいておりますので、ぜひその面で医師確保対策チームでもできましたので、前向きにお取組をいただきたいというふうに思います。

あわせて、少し、これはもう要望にとどめさせていただきますけれども、搬送基準の中で、この厳しい環境の中で、名張市立病院も岡波総合病院も手を挙げていただいて、傷病の内容によってはうちが受け入れ病院になりますよということで手を挙げていただいている。これは本当に敬意と感謝にたえないところでございますけれども、一方で三次救急を担っていただく、また、救命救急センターに取り組んでいただくことになった三重大学附属病院が、項目によっては手を挙げられていないというのは、私は大変不思議に思っています。なかなか県民として納得ができない部分がございますので、この点については十分に要望いただきますようお願いをさせていただきたいと思いますが、御所見がありましたら。

健康福祉部長（真伏秀樹） 医療機関のリストのほうにつきましては、三重大学のほうは一応三次救急を担当するという位置づけでリストをつくってご

ざいますので、基本的に二次救急のほうで、しかも地域でいろいろやっていたことについてはあえて三重大学のほうを入れていない部分もございしますので、そういう意味で抜けている部分があるというのは御理解をいただきたいと思いますので、そういう整理で三重大学医学部附属病院は整理させていただいておりますので、その点、御理解いただきたいと思います。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） 二次、三次の議論は少し詰めなきやいけない部分かなというふうに思っております、また別途議論させていただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

〔49番 萩原量吉議員発言を求める〕

副議長（森本繁史） 萩原議員。

49番（萩原量吉） 時間のなかで手短かに一つだけ議事進行にかかわってお願いをしたいというふうに思うんですが、先ほど来奥野議員と特にRDFや廃棄物処理センターの問題でのやりとり、直接の市町村長としての大変御苦労された思いがずっしりと、私なんか指摘するよりもずっとやっぱり見事にその問題点が指摘されたと思うんです。

ただ、私は本当に見通しが甘かったということだけでこのままで済ましていいののかどうかという点で、今とりわけ大変財政も困難な中で、それから、もったいないというような話をさっきも岡本理事がそれこそ個人の意識として大事なんやという話もごみゼロとかかわりの中で言いましたけれども、本当に。

〔「議事進行やない」と呼ぶ者あり〕

49番（萩原量吉） いや、議事進行なんですよ。このままで済ませていいののかということが、今私は問われていると思うんです。

例えば廃棄物処理センターも20億円からの県費を投入した。これ、消えていっているんですよ、実際のところ。このことがやっぱり問われているわけで、私はぜひとも。

副議長（森本繁史） 萩原議員に申し上げます。御発言につきましては要点

のみ簡潔にお願いします。

49番（萩原量吉） わかりました。ぜひ、このままで見通しが甘かったというだけで済ますのではなくて、今後、例えば百条調査委員会を付与するような、そういう委員会をつくって、二度と再びこんな誤りを繰り返さないためにというような論議をするとか、あるいは監査を議会の議決で請求するとか、そういったようなことを今後検討することを議長、副議長のイニシアチブを發揮していただいて、議員の皆さんの同意も得て、これはやっぱりきちっとさせようじゃありませんか。そのことを強く要求をしておきたいと思います。

副議長（森本繁史） ただいまの萩原議員の発言につきましては御意見として伺っておきますので、御了承願います。

議事を進めます。

以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

副議長（森本繁史） お諮りいたします。明3日から5日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認め、明3日から5日までは休会とすることに決定いたしました。

12月6日は、引き続き、定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

副議長（森本繁史） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時26分散会